

箱根町行財政改革アクションプラン

平成 27 年 9 月

箱根町

目次

目次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 町を取り巻く現状と課題 | 2 |
| 1 少子高齢化と人口減少社会の進展 | 2 |
| 2 財政の状況と今後の見通し | 3 |
| 3 公共施設の老朽化への対応 | 9 |
| 第2章 今後の行財政改革の基本的方向性 | 10 |
| 1 計画策定の趣旨 | 10 |
| 2 基本理念及び基本方針 | 10 |
| 3 計画期間 | 11 |
| 4 推進体制 | 12 |
| 5 進行管理 | 12 |
| 6 取組みによる効果目標額 | 13 |
| 第3章 アクションプランの概要 | 15 |
| 1 プランの全体体系図 | 15 |
| 2 重点項目と取組みの方向性 | 16 |
| 3 推進項目一覧 | 18 |
| 4 個別推進項目 | 21 |
| 《参考資料》 第5次行政改革における主な取組みの成果 | 45 |

はじめに

本町における行政改革については、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則のもと、簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、平成6年に策定した第1次箱根町行政改革大綱以降、5次にわたり行政改革大綱を策定し、社会情勢の変化に対応しながら、経費節減、事務事業や組織機構の見直し、職員の定員管理、民間活力の導入等に積極的に取り組んできました。また、財政改革については、平成15年度を「財政再建元年」と位置づけ、平成16年に「財政再建プラン」を、平成21年に「財政健全化プラン」をそれぞれ策定し、これら計画に基づき、町財政の健全化を目指した取組みを効果的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、本町を取り巻く行財政環境は、少子高齢化社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷等により、以前のような右肩上がりの歳入の増加が期待できない一方で、高齢化に伴う社会保障関係費の増加等により、大変厳しい財政運営を強いられているとともに、防災・減災の取組みや地方創生といった新たな行政課題への対応が求められてきています。

そのため、今後は、限られた行政資源を効率的・効果的かつ計画的に配分しながら、健全な行財政運営を行っていく必要があることから、これまで取り組んできた「箱根町行政改革大綱」と「箱根町財政健全化プラン」を一つに統合し、平成27年度以降は、「箱根町行財政改革アクションプラン」を策定することで、行政改革、財政改革の2つの視点をもって、より一層の行財政改革の推進を図っていくこととします。

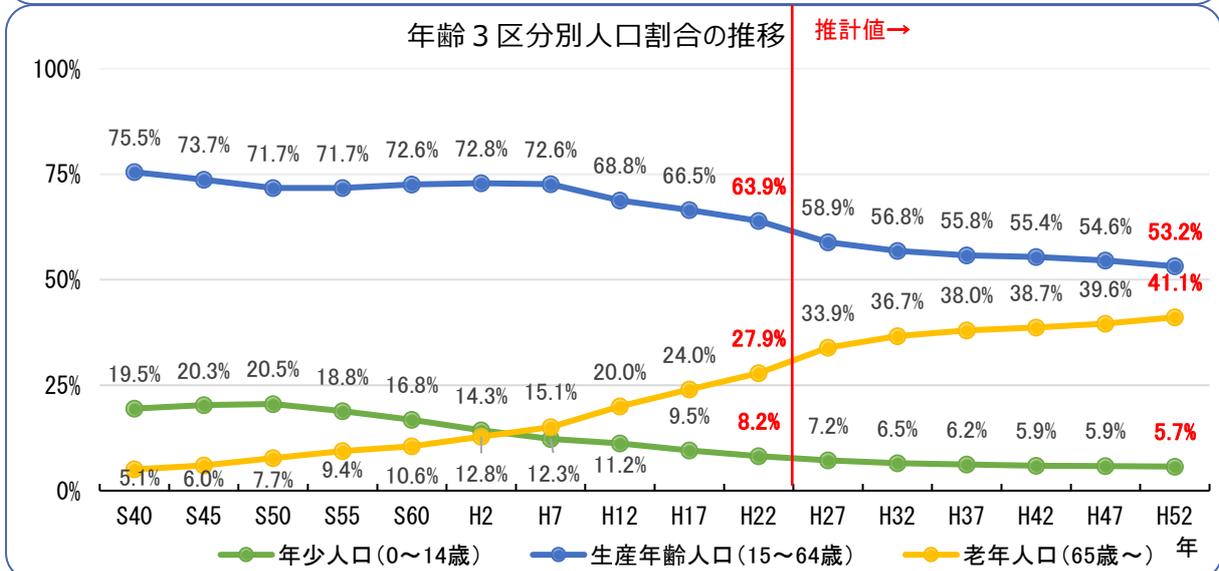
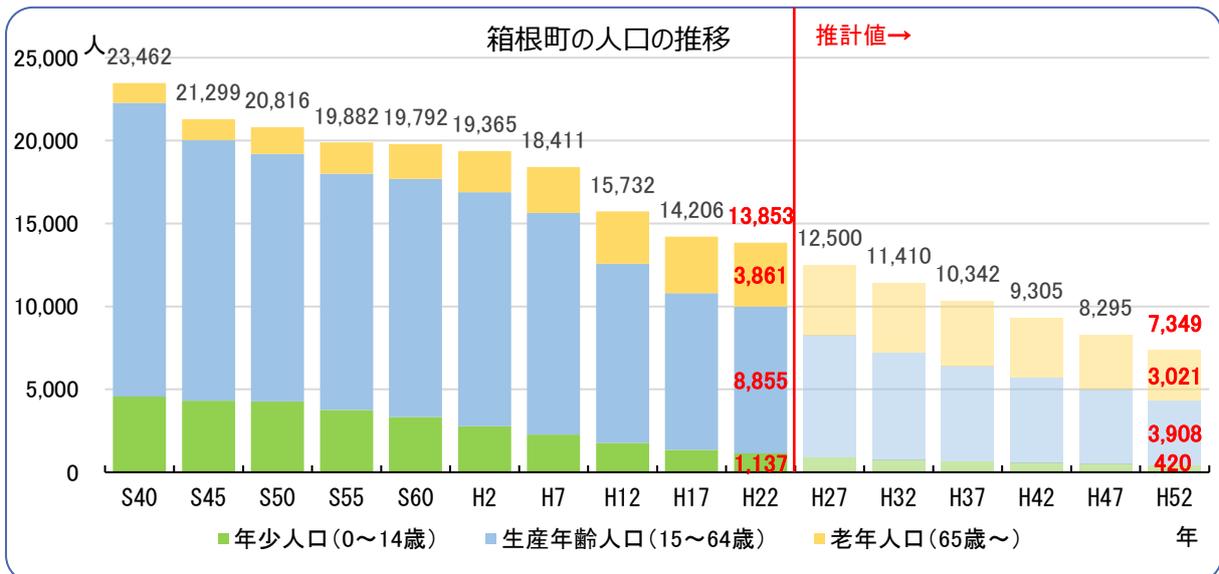
平成27年9月

第1章 町を取り巻く現状と課題

1 少子高齢化と人口減少社会の進展

本町の人口は、平成27年4月1日現在、12,978人（7,106世帯）となっており、昭和40年の23,462人（5,208世帯）をピークに減少傾向が続いています。なお、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、平成52年には、7,349人になるとの推計値が示されています。

また、その内訳として、年齢3区分人口割合の推移をみると、本町の人口が減少傾向にあるなかで、老年人口（65歳以上の人口）の割合は、平成22年の27.9%から平成52年には41.1%となり、高齢者が4割超に拡大する一方で、生産年齢人口（15～64歳の人口）の割合は、10.7ポイントも減少し、人口全体の5割程度になるものと見込まれています。



※S40～H22は「国勢調査」、H27～H52は「国立社会保障・人口問題研究所人口推計資料」による。

2 財政の状況と今後の見通し

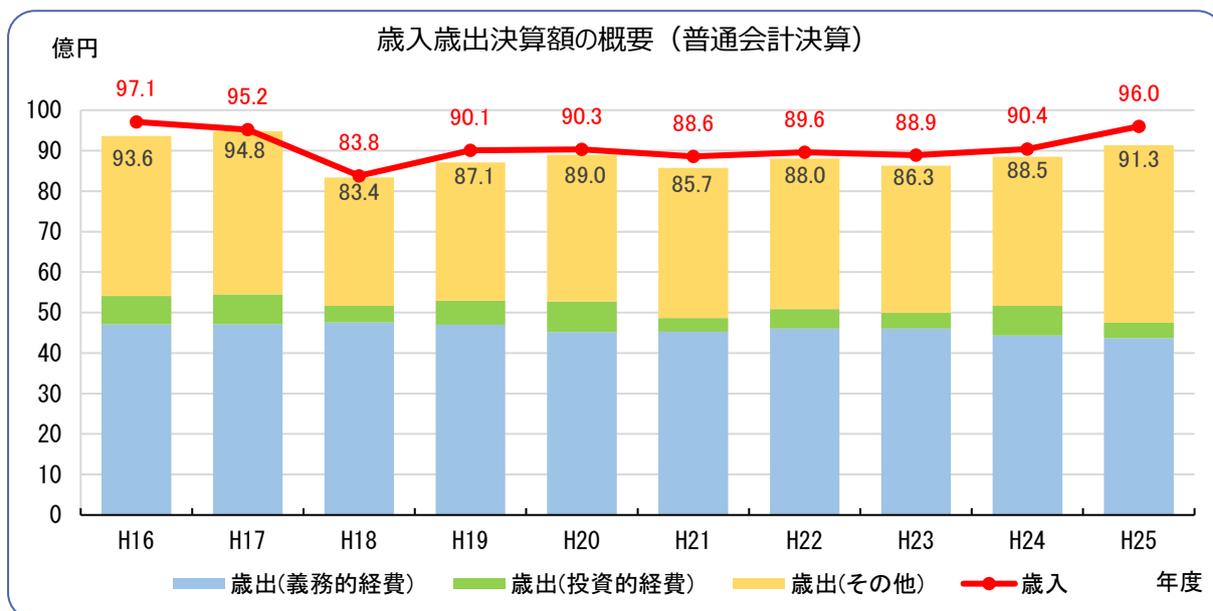
(1) 財政の状況

① 歳入歳出決算額の推移

平成 16 年度から平成 25 年度まで過去 10 年間の歳入歳出の決算額の推移は、下のグラフのとおりとなっています。

歳入については、平成 25 年度は、土地開発公社の解散に伴い、町債^{※1}を借り入れたことにより、前年度より歳入が増えています。平成 19 年度以降は、概ね 90 億円程度で推移しています。

歳出については、少子高齢化の進展により扶助費^{※2}をはじめとする義務的経費^{※3}が高い水準で推移していることに伴い、公共施設の建設や道路整備等に充てるための投資的経費^{※4}は減少傾向にあります。



② 町税の推移

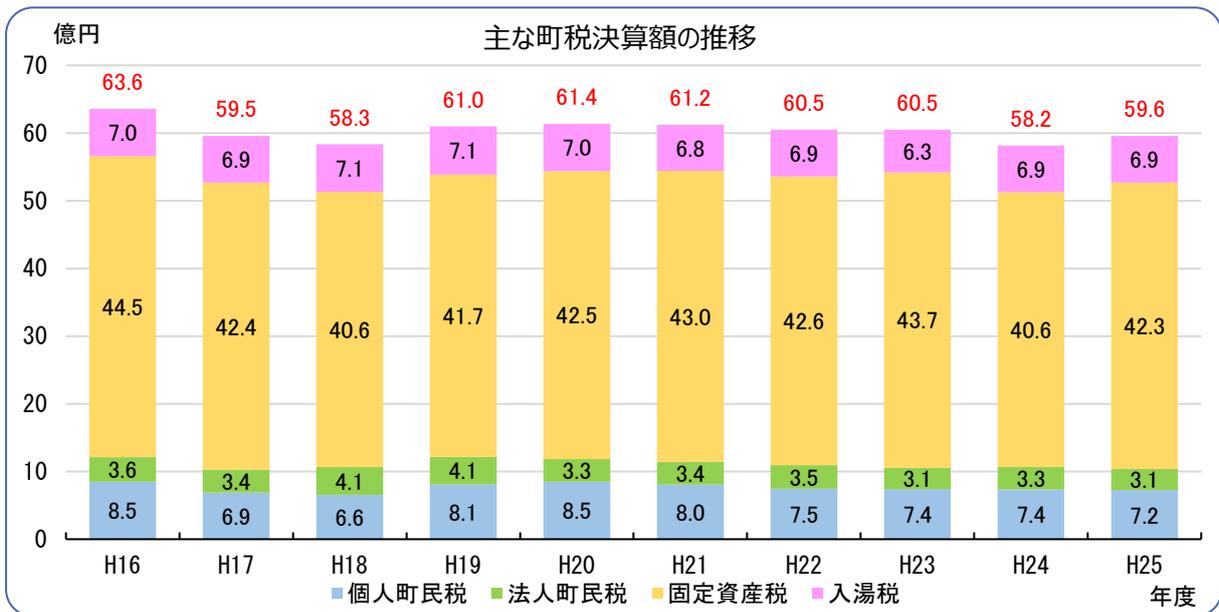
本町の歳入の約 7 割を占める町税のうち、約 9 割が固定資産税と町民税となっています。また、町税収入を取り巻く環境は、これまで町税等の徴収率 90% を目標に掲げて取り組み、積極的に徴収率の向上に努めてきましたが、少子高齢化や人口減少の進展に加えて、依然として地価の下落が続いているなど、固定資産税をはじめとする町税全般において、厳しい状況が続いています。

※1) 町債：町が金融機関等から行う資金調達。いわゆる借金。地方債ともいう。

※2) 扶助費：社会保障制度として生活困窮者、高齢者、障がい者等に現金や物品を支給する費用

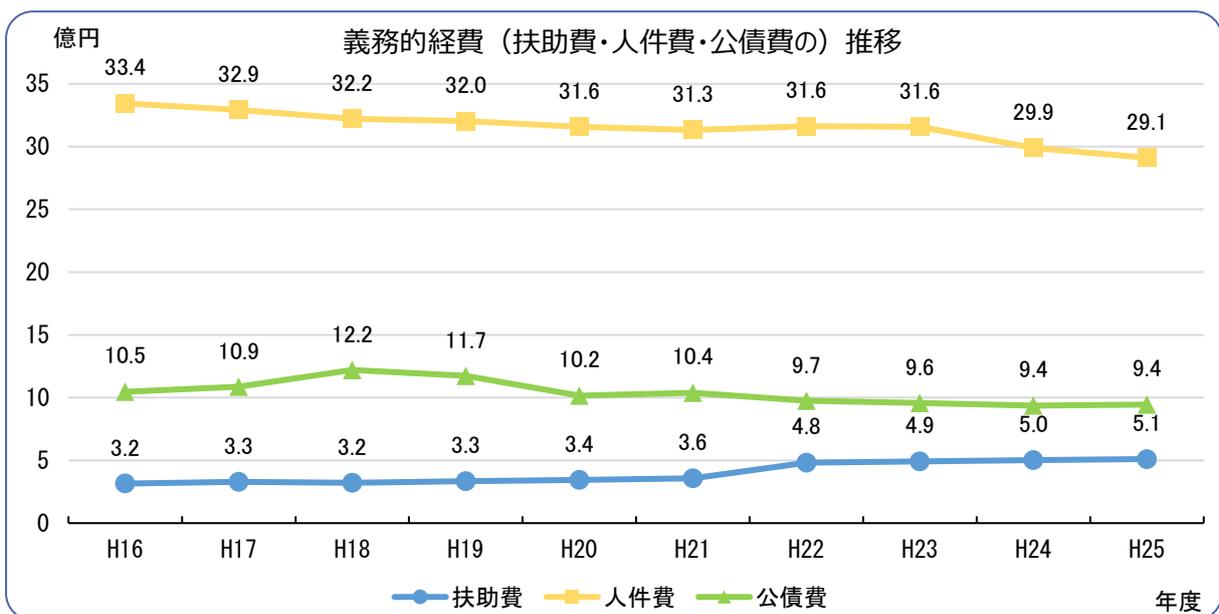
※3) 義務的経費：支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。人件費、扶助費、公債費の合計をいう。

※4) 投資的経費：将来に残る社会資本（道路、学校、公園など）形成のために支出する経費



③ 義務的経費の推移

義務的経費のうち、人件費については、地方分権^{※5}に伴う権限移譲や行政需要の多様化等に対応しながら、率先して職員数の適正化や手当の見直し等による削減を行ってきたため、ほぼ一貫して減少傾向にあります。特に職員数については、ピーク時の平成7年度の487人から平成27年度の378人（△109人）にまで大幅に削減してきました。また、公債費^{※6}についても、毎年度の起債額の抑制や公共施設の建設が一段落したこともあり、償還のピーク時であった平成18年度から減少傾向にあります。一方、扶助費については、高齢化に伴う医療費、介護費などの増や子育て支援施策の推進により、年々増加傾向にあります。

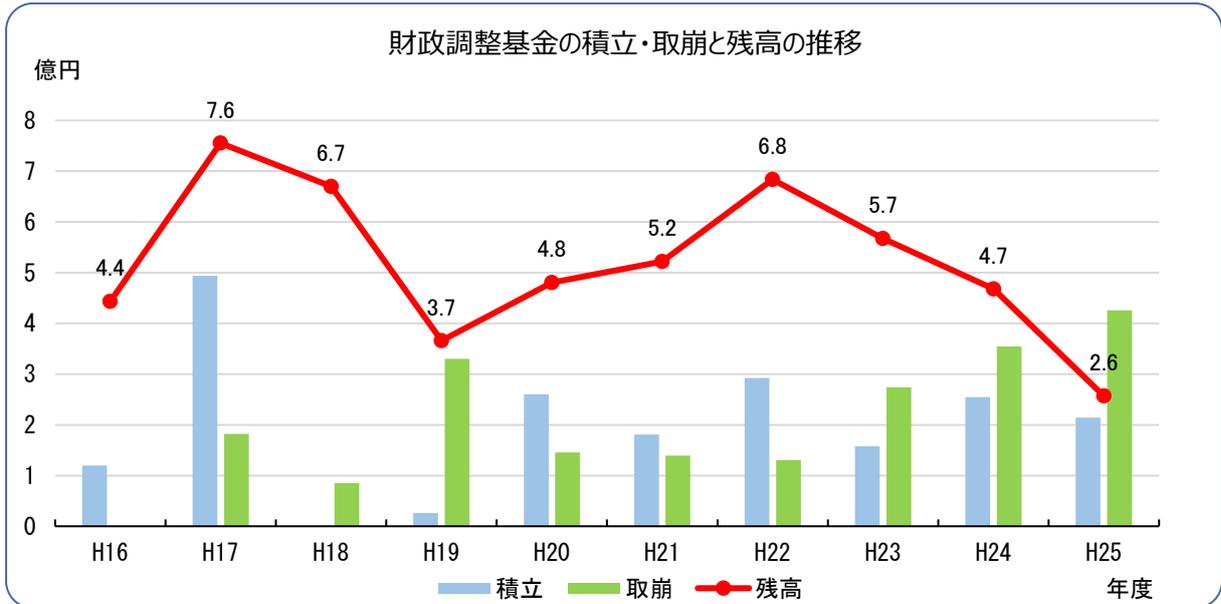


※5) 地方分権：行政の権限や税財源を住民に身近な地方自治体にできるだけ移し（権限移譲という。）、地域自らがその実情に応じた行政を展開すること。

※6) 公債費：地方公共団体が発行した地方債の元金及び利子の償還に要する経費

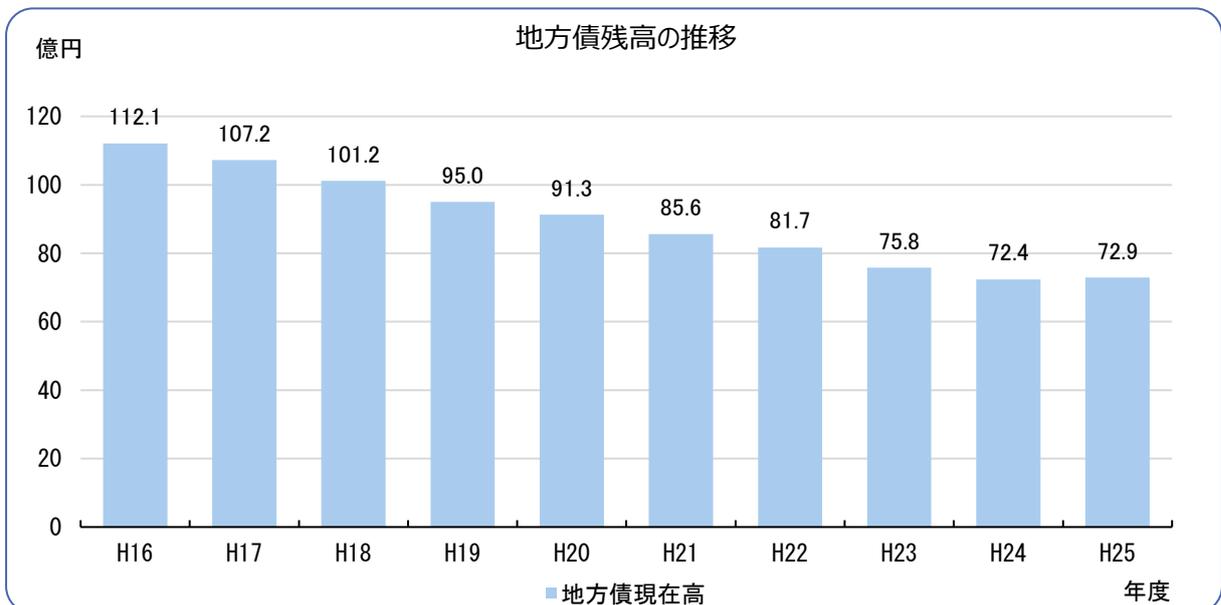
④ 財政調整基金残高の推移

財政調整基金^{※7}については、町税の落ち込みや、除排雪経費をはじめとする緊急的な対応のために、その都度基金を取り崩して財政運営を行ってきました。しかしながら、平成 23 年度以降は、取崩額が積立額を上回っているため、基金残高が年々減少しており、現在は、ほぼ底をついた状態になっています。



⑤ 地方債残高の推移

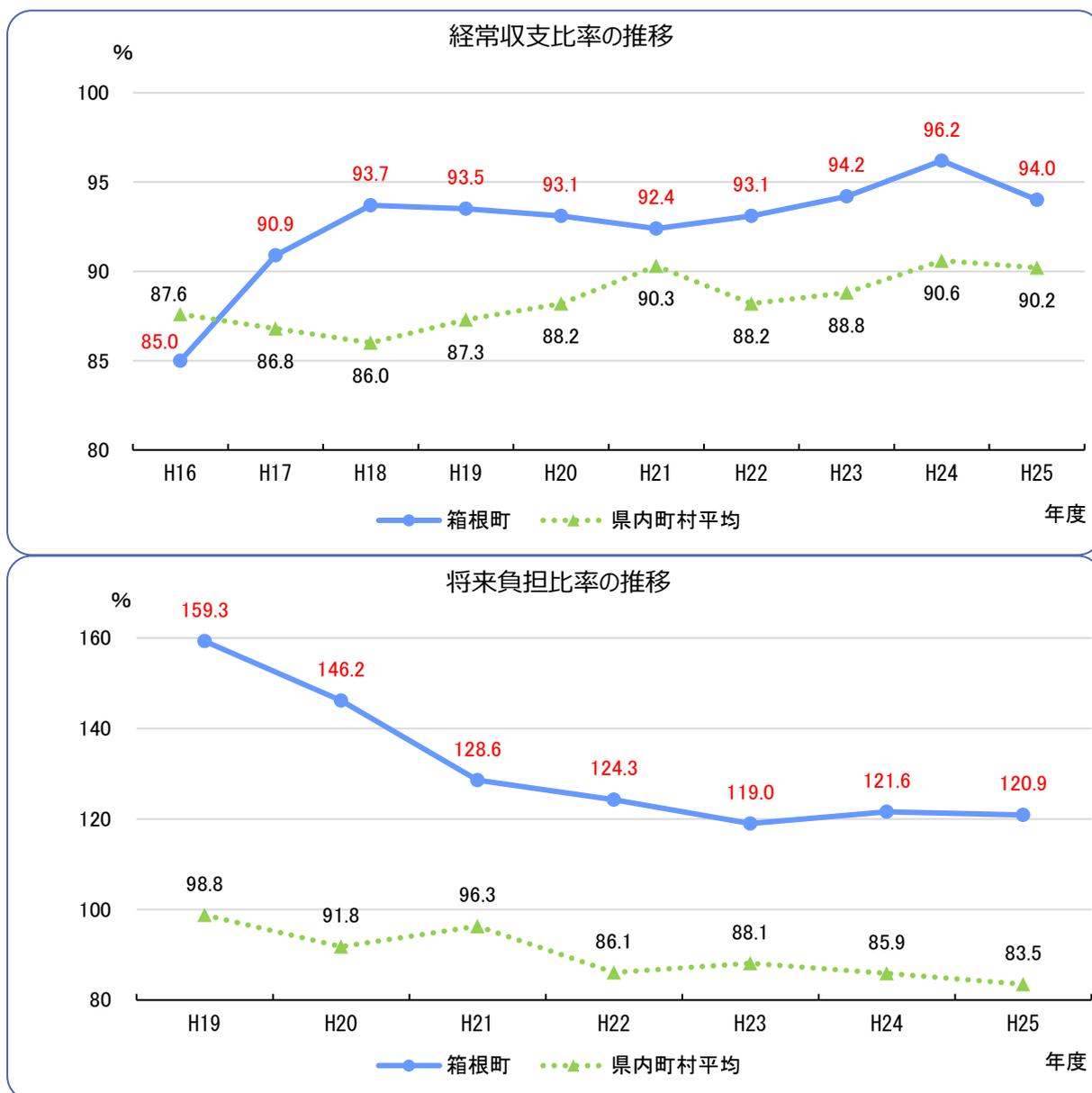
地方債については、これまで公共施設の整備を中心に借入れ（起債）を行ってきましたが、平成 16 年度以降は、毎年度の起債額を 5 億円以内にするを目標に掲げ、その範囲内で事業を実施することにより、地方債残高の削減に努めてきた結果、年々減少傾向にあります。



※7) 財政調整基金：年度間に生じる財源の不均衡を調整するために積み立てる地方公共団体の貯金

⑥ 経常収支比率と将来負担比率の推移

経常収支比率^{※8}については、平成16年度は県内町村の平均値を下回っていましたが、その後は、平均値を上回る数値で推移しており、年々財政の硬直化が進行しています。また、将来負担比率^{※9}については、地方債残高の減少に伴い、改善傾向にあります。依然として県内町村の平均値を大きく上回っています。



※8) 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する指標。税等の毎年度経常的に収入される財源に対する人件費等の毎年度経常的に支出される経費の割合。数値が高いほど財政構造が硬直していることを示す。

※9) 将来負担比率：実質的な負債額の地方自治体の標準財政規模に対する比率。比率が高いほど財政規模に比べて将来の負担が大きいため、将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示す。

(2) 中期財政見通し

平成 27 年度予算を基準に、過去 10 年間の予算額・決算額の伸び率等を参考のうえ、平成 31 年度までの中期財政見通しを作成しました。

歳入については、本町の歳入の基幹である町税は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済効果や、外国人観光客の増加等により下げ止まるものと見込んでいます。一方で、その他収入については、平成 28 年度以降はこれまで取り崩してきた財政調整基金の活用や特別な財源補てんができないため、平成 27 年度予算と比較して、毎年度 4 億円程度少ない歳入で推移するものと見込んでいます。

歳出については、投資的経費は、公共施設の老朽化に伴う施設改修事業等を見込んでいるため、年度により増減が生じています。また、人件費の削減余地が少なくなり、横ばい傾向になりつつあることや、高齢化の進展による社会保障関係費の増加等に伴い、歳出全体の約 5 割を占める義務的経費は、今後も高水準で推移していくものと見込んでいます。

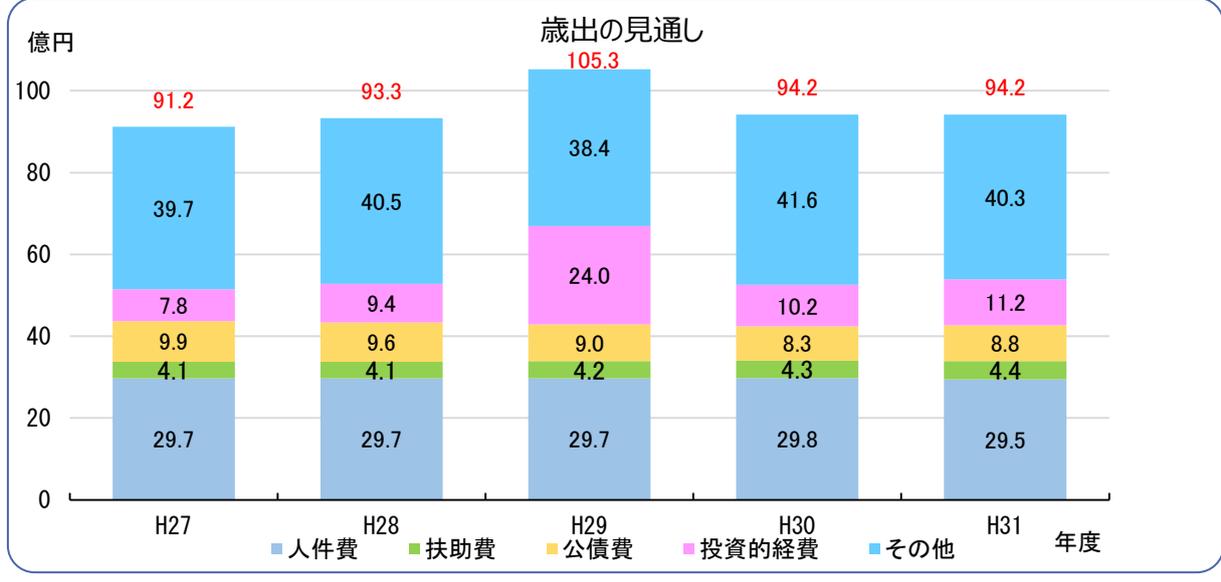
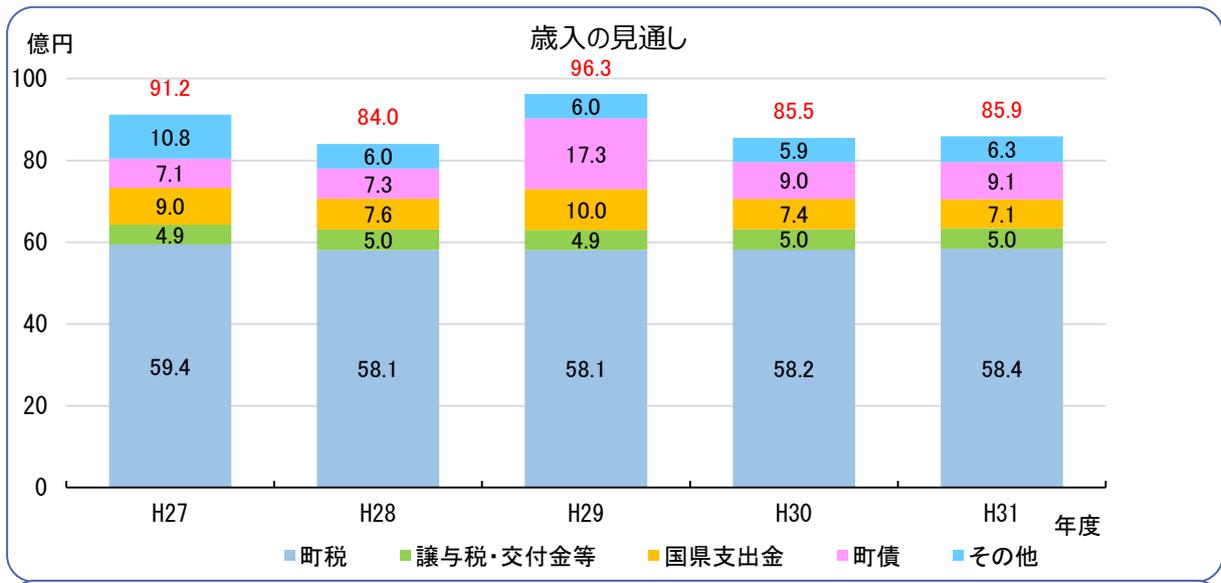
そのため、このまま行財政改革等を行うことなく、行政運営を続けた場合には、毎年度平均で 9 億円程度の財源不足が生じるという極めて厳しい見通しとなっています。

《平成 31 年度までの財政見通し》

(単位：百万円)

| 区 分 | | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 合 計 |
|-------|----------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 歳入 | 町税 | 5,944 | 5,805 | 5,813 | 5,820 | 5,843 | 29,225 |
| | 譲与税・交付金等 | 492 | 498 | 492 | 501 | 499 | 2,482 |
| | 国県支出金 | 899 | 760 | 995 | 741 | 706 | 4,101 |
| | 町債 | 705 | 728 | 1,732 | 898 | 906 | 4,969 |
| | その他 | 1,084 | 607 | 600 | 590 | 632 | 3,513 |
| | 合 計 | 9,124 | 8,398 | 9,632 | 8,551 | 8,585 | 44,290 |
| 歳出 | 人件費 | 2,969 | 2,972 | 2,972 | 2,984 | 2,950 | 14,847 |
| | 扶助費 | 407 | 412 | 422 | 429 | 437 | 2,107 |
| | 公債費 | 997 | 962 | 900 | 826 | 877 | 4,562 |
| | 投資的経費 | 781 | 941 | 2,396 | 1,018 | 1,119 | 6,255 |
| | その他 | 3,970 | 4,039 | 3,843 | 4,160 | 4,037 | 20,049 |
| | 合 計 | 9,124 | 9,326 | 10,533 | 9,417 | 9,420 | 47,820 |
| 財源不足額 | | 0 | △928 | △901 | △866 | △835 | △3,530 |

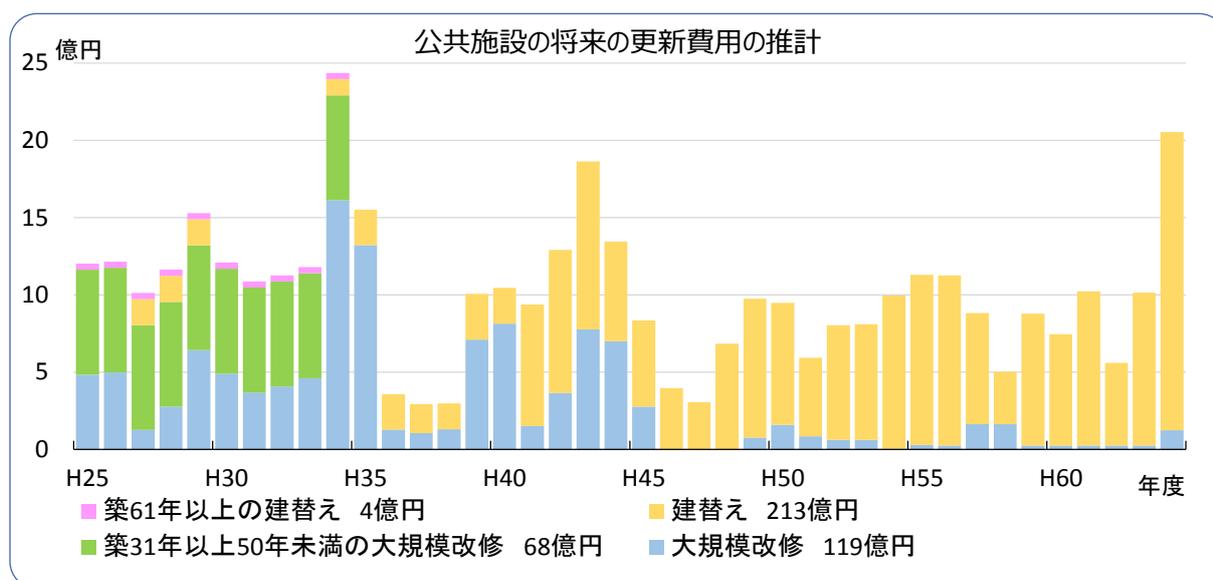
※調査時点：平成 27 年 5 月



3 公共施設の老朽化への対応

本町の公共施設（建物系施設）については、高度経済成長期における時代の要請や住民ニーズの拡大等に対応するため、昭和40年代から平成のはじめにかけて、多くの公共施設を集中的に整備してきました。その結果、平成24年度末時点において、建築後30年を経過した公共施設の割合は、全延床面積の46%となっており、同規模市町村の平均値である35.9%と比較すると約10ポイント上回っています。また、同様に、インフラ施設と呼ばれる道路、橋りょう、上下水道等についても、今後一斉に更新時期を迎えてくるため、公共施設の老朽化の進行による施設の機能低下や安全性の問題だけではなく、施設の維持管理経費や更新費用の確保に取り組んでいく必要があります。

なお、公共施設の耐用年数を一つの目安として試算すると、現在の公共施設の水準を今後40年間維持していくためには、404億円（1年あたり約10億円）の経費が必要となるとの結果が示されていますが、これは、過去3年間の公共施設に係る投資的経費の平均額1.8億円の5.6倍にあたり、現有施設全てを維持更新することは困難であることから、計画的な施設の更新や長寿命化等により財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の適正化を進めていく必要があります。



※「箱根町公共施設白書」の推計値による。

第2章 今後の行財政改革の基本的方向性

1 計画策定の趣旨

本町におけるこれまでの行財政改革については、住民への行政サービスの低下を極力招かないように配慮しながら、行財政運営における無駄の排除、職員数の削減による人件費の抑制等の内部努力を中心に行うことで、新たに生じる行政需要の財源の一部としてきました。

しかしながら、中期財政見通しによると、平成28年度以降の財源不足額は、今後も更に拡大するものと見込まれている一方で、これまで財源不足の補てんとして活用してきた財政調整基金の残高が底をつく状況になるなど、本町の財政運営は、非常事態ともいえるべき危機的な状況に直面しています。そのため、現下の厳しい財政状況を踏まえた場合、これまでと同様に右肩上がりの経済成長にあわせて拡大してきた行政サービスを現状のまま提供し続けることが困難になってきています。

特に、ここ数年の予算編成においては、歳出超過に対して、財政調整基金の取崩しや退職手当債^{※10}の発行等による臨時的な財源対策を講じてきましたが、同様の手法が不可能になりつつあることから、財政構造の転換を図ることが喫緊の課題となっています。

本町においては、年間2,000万人が訪れる観光地という特性から、多くの観光客の受入れに必要となるごみ処理や下水道、消防救急業務等に多額の経費がかかっている半面、人口規模に対して税収が多いことから、全国でも数少ない地方交付税^{※11}不交付団体となっています。そのため、制度上、歳入を地方交付税に頼ることができないことから、これまでも自らの経営努力、行財政改革の推進により、効率的な行財政運営に取り組んできました。そして、今後も自己決定、自己責任の原則に基づき、自主的・自立的な行財政運営を進めていく必要があります。

2 基本理念及び基本方針

本町においては、簡素で効率的な行政運営を目指し、経費節減、人員削減等の減量・削減型の行財政改革を行ってきましたが、長年にわたる行財政改革の取組みにより、年々削減余地が狭まってきており、人口減少社会をはじめ、人口構造や社会経済情勢が大きく変化していくなかで、これまで同様の削減型の行財政改革だけでは、安定した行財政運営を行っていくことが困難になってきています。

そこで、本プランの策定にあたっては、時代の変革に耐えうる行財政の体質改善を行うとともに、あらゆる角度から現在の行財政運営を見直し、持続可能な財政構造への転換を図り、現在置かれている厳しい財政状況を乗り切るために、本町の目指すべき行財政改革の基本理念を『**自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革**』とし、基本理念の実現のため、次のとおり3つの基本方針を掲げることとします。

※10) 退職手当債：団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、平成18年度から27年度に限り、人件費削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当の財源として発行が許可される地方債

※11) 地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付する税（地方交付税交付金）

自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革

■基本方針1 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換

直面する財政危機を克服し、将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、財政健全化プランの改革の方向性を継承し、町税等の徴収率の一層の向上による自主財源の確保や、受益者負担の適正化による歳入の確保を図るとともに、徹底した歳出削減に努めることで、早期の収支均衡を目指し、基金や地方債に過度に依存しない持続可能な財政構造を確立します。

■基本方針2 時代の変化に即応する行政サービスの再構築

社会経済情勢の変化による新たな行政課題や、多様化・複雑化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、限りある財源や人的資源を効率的・効果的に活用する必要があります。そのため、これまでの行政改革の取組みを継承・発展させ、当初の目的を達成したものや事業目的が希薄化したものなど、既存の事務事業の抜本的な見直しや事務改善による経費節減に取り組むとともに、「選択と集中」により、優先度の高い事務事業や真に必要な行政サービスに予算を重点的に配分します。

■基本方針3 人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成

人口急減・超高齢化という地方公共団体が直面する大きな課題に対して、国では、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」を閣議決定するなど、国を挙げて人口減少克服と地方創生^{※12}に向けた総合的な取組みが進められています。そのため、本町においても、中長期的な視点から、人口減少社会の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、町民への積極的な情報発信や情報共有を図ることにより、町政への透明性を高め、「箱根町自治基本条例」に基づく協働^{※13}のまちづくりを推進します。

3 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

ただし、平成 29 年度から開始する箱根町第 6 次総合計画との整合性を図り、計画期間の中間年度にプランの見直しを実施することとします。

※12) 地方創生：人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を構築すること。

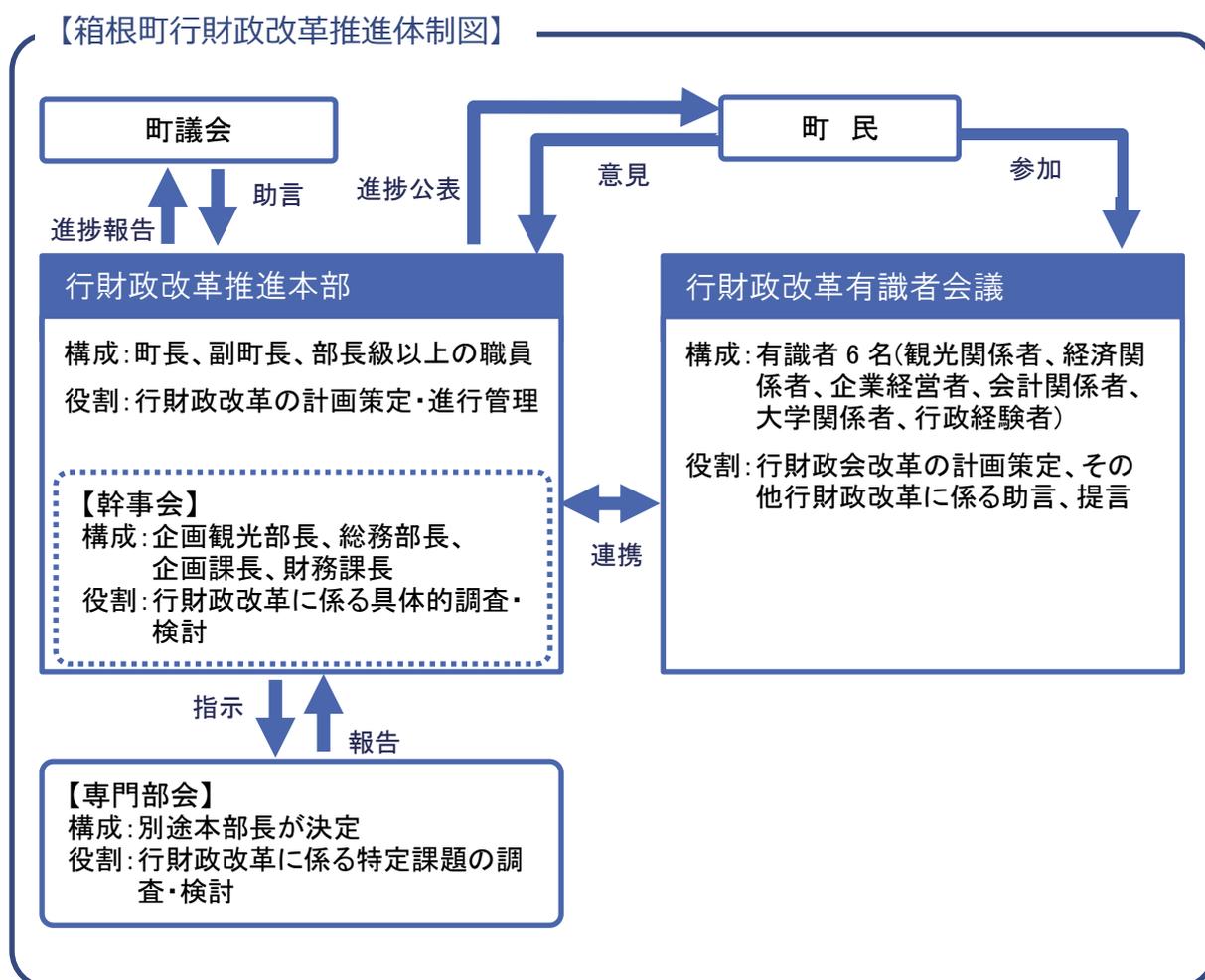
※13) 協働：町民と行政が対等な立場で、各々の組織の目的（使命）の実現や共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、連携・協力していくこと。

4 推進体制

本プランを計画的かつ着実に推進するために、町長を本部長とした「箱根町行財政改革推進本部」が中心となり、全庁的な連携のもと、各部署が主体的に改革に取り組んでいきます。また、民間の有識者から構成する「箱根町行財政改革有識者会議」を設置し、行財政改革の推進に必要な助言、提言等をいただき、更なる改革の取組みに反映させることとします。

5 進行管理

本プランの推進にあたっては、可能な限り数値目標を設定するなど、分かりやすい指標を設定するとともに、「箱根町行財政改革推進本部」が毎年度計画の進捗状況を確認し、目標の達成に向けて適切な進行管理を行います。



6 取組みによる効果目標額

本プランの取組みによる5年間の効果目標額は、合計で約8.5億円とします。なお、目標額の内訳は、下の表のとおりとなっています。

この取組みの実施により、平成31年度までに生じる財源不足額は、約35.3億円から約5.7億円削減し、約29.6億円の圧縮することができますが、それでも不足する部分については、たゆまぬ改革努力を続けるとともに、新たな財源の確保に向けた検討を進めていくこととします。

(1) 収支改善効果額

| 基本方針 | | 効果目標額 (単位：千円) |
|--------------------------------------|--|------------------|
| 重点項目 | | |
| 推進項目 | | |
| I 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換 | | |
| 2 受益者負担の適正化 | | |
| 使用料・手数料の見直し | | 24,000 |
| 3 自主財源の確保 | | |
| 新たな自主財源の確保 | | 66,000 |
| 4 町有財産の適正管理 | | |
| 未利用土地の売却促進 | | 118,732 |
| 廃道・水路敷等の売却促進 | | 7,500 |
| II 時代の変化に即応する行政サービスの再構築 | | |
| 1 事務事業の見直し | | |
| 総合保健福祉センター照明器具のLED化 | | 2,278 |
| 長期継続契約制度の導入 | | 30,000 |
| 入湯税納期内納付事務取扱交付金の廃止 | | 32,250 |
| 公用車の適正管理 | | 4,400 |
| 2 民間活力の活用 | | |
| レイクアリーナ箱根の運営見直し | | 90,000 |
| 3 行政組織の効率化 | | |
| 消防職員の定数削減 | | 185,824 |
| 4 自律型の人材育成 | | |
| ワーク・ライフ・バランス ^{※14} の推進 | | 6,090 |
| III 人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成 | | |
| 1 地方創生の推進 | | |
| 定住化の促進 | | 4,900 |
| 合 計 | | 571,974 |

※14) ワーク・ライフ・バランス：仕事・家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態

(2) その他取組みによる効果額

| 基本方針 | | 効果目標額 (単位：千円) |
|-------------------------------|-------------|------------------|
| 重点項目 | | |
| 推進項目 | | |
| I 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換 | | |
| 1 健全な財政運営 | | |
| | 財政調整基金の残高確保 | 200,000 |
| | 起債残高の削減 | 60,000 |
| 3 自主財源の確保 | | |
| | 新たな自主財源の確保 | 14,200 |
| 合 計 | | 274,200 |

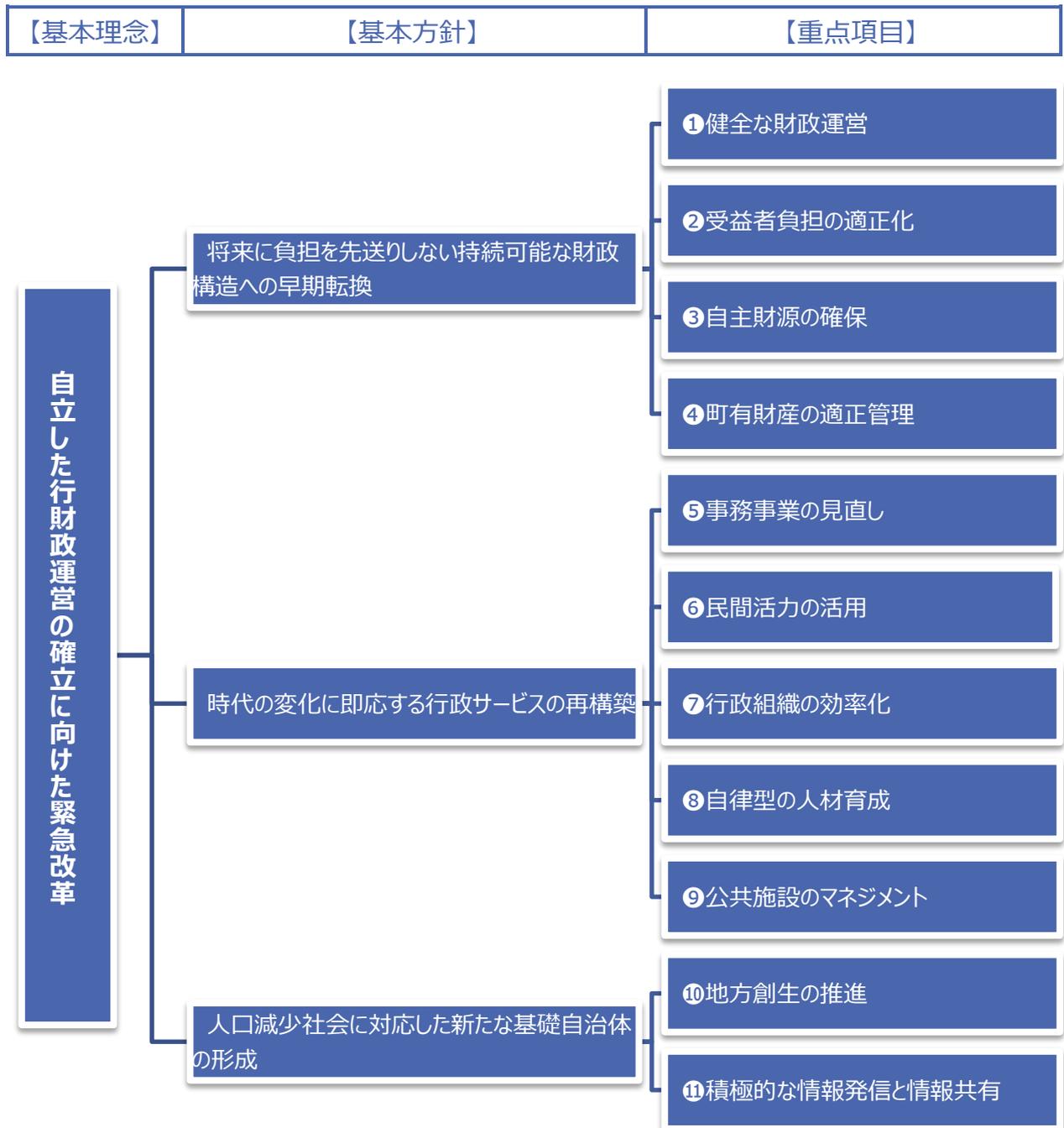
(3) 年度別効果額

(単位：千円)

| 区 分 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 合 計 |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収支改善効果額 | 2,042 | 53,249 | 120,165 | 135,790 | 260,728 | 571,974 |
| その他効果額 | 0 | 50,000 | 74,500 | 74,700 | 75,000 | 274,200 |
| 年 度 計 | 2,042 | 103,249 | 194,665 | 210,490 | 335,728 | 846,174 |

第3章 アクションプランの概要

1 プランの全体体系図



2 重点項目と取組みの方向性

(1) 基本方針1 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換

【重点項目① 健全な財政運営】

中期財政見通しに基づき、将来の財政状況を把握したうえで、町債発行額の抑制や、特別会計の経営健全化を図り一般会計からの繰出金の抑制に努めるなど、将来にわたって健全で安定的な財政運営を行います。

《主な推進項目》

- ・ 財政調整基金の残高確保
- ・ 特別会計の健全経営

【重点項目② 受益者負担の適正化】

これまで内部努力による削減型の行政改革を中心に進め、使用料・手数料の改定は見送ってきたことから、改めて、行政サービスの提供にあたり受益者負担の考え方を整理したうえで、定期的な見直しを行い、受益と負担の公平性を確保します。

《主な推進項目》

- ・ 使用料・手数料の見直し
- ・ 固定資産税不均一課税の見直し

【重点項目③ 自主財源の確保】

自主財源の根幹である町税等の徴収率向上を図るとともに、新たな財源として、ふるさと納税やホームページバナー広告等の税外収入の積極的な確保に努めます。

《主な推進項目》

- ・ 徴収率の向上
- ・ 新たな自主財源の確保

【重点項目④ 町有財産の適正管理】

町が保有・管理する財産のうち、将来にわたり活用する必要性が薄れた財産については、売却による歳入確保を目指すとともに、町有財産の有効活用による適正管理を図ります。

《主な推進項目》

- ・ すすき草原の駐車場協力金等による有料化の検討
- ・ 未利用土地の売却促進

(2) 基本方針2 時代の変化に即応する行政サービスの再構築

【重点項目⑤ 事務事業の見直し】

限られた財源のなかで、新たな行政需要に対応していくためには、コスト意識を高め、事務事業全般について不断の見直しに努めるとともに、「選択と集中」による事業の重点化を図ります。

《主な推進項目》

- ・ 街路灯のLED化
- ・ ごみ収集体制の見直し

【重点項目⑥ 民間活力の活用】

これまでも民間委託を進めてきましたが、民間でできるものは極力民間に委ねることを基本として、費用対効果や効率性等を考慮しながら、民間活力を活用し、質の高い行政サービスの提供に努めます。

《主な推進項目》

- ・ レイクアリーナ箱根の運営見直し
- ・ 窓口業務の民間委託導入の検討

【重点項目⑦ 行政組織の効率化】

次期総合計画策定に伴う組織の再編、定員管理の適正化、適材適所の人員配置を図ることで、時代の要請に応えることのできる適正な組織体制に努めます。

《主な推進項目》

- ・ 行政組織機構の見直し
- ・ 消防職員の定数削減

【重点項目⑧ 自律型の人材育成】

多様化・複雑化する住民ニーズに的確かつ柔軟に対応できる人材を育成するため、新たに人材育成基本方針を策定するとともに、業務改善制度を活用し、常に問題意識をもって、自ら課題の発見・解決に努める職員を育成します。

《主な推進項目》

- ・ 業務改善制度の推進
- ・ 職員の人材育成

【重点項目⑨ 公共施設のマネジメント】

経営的観点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供するために、公共施設再編計画を策定し、計画的に施設の再編を進めていきます。

《主な推進項目》

- ・ 公共施設の計画的な再配置

(3) 基本方針3 人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成

【重点項目⑩ 地方創生の推進】

人口減少社会の進展に対応するため、これまで最重要課題として取り組んできた子育て支援施策をさらに充実させるとともに、積極的な定住化施策を展開することで、活力ある地域社会づくりに取り組みます。

《主な推進項目》

- ・ 定住化の促進
- ・ 子ども子育て支援事業計画の推進

【重点項目⑪ 積極的な情報発信と情報共有】

町民に開かれた透明性の高い行財政運営を推進するために、町政情報を様々な媒体を用いて分かりやすく町民に公開するなど、行政の説明責任を果たし、町民と行政の情報の共有化を進めます。

《主な推進項目》

- ・ パブリックコメント等意見聴取制度の見直し
- ・ オープンデータの推進

3 推進項目一覧

| 基本方針 | | 主管課 | No. |
|--------------------------------------|--|---------|-----|
| 重点項目 | | | |
| 推進項目 | | | |
| I 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換 | | | |
| 1 健全な財政運営 | | | |
| 財政調整基金の残高確保★ | | 財務課 | 1 |
| 起債残高の削減★ | | 財務課 | 2 |
| 特別会計の健全経営 | | | |
| (1) 国民健康保険特別会計の経営健全化 | | 保険年金課 | 3 |
| (2) 下水道事業特別会計の経営健全化 | | 上下水道温泉課 | 4 |
| 2 受益者負担の適正化 | | | |
| 使用料・手数料の見直し★ | | 企画課 | 5 |
| 固定資産税不均一課税の見直し | | 税務課 | 6 |
| 3 自主財源の確保 | | | |
| 徴収率の向上★ | | | |
| (1) 町税の徴収率の向上及び課税客体の把握★ | | 税務課 | 7 |
| (2) 町営住宅使用料の徴収率の向上★ | | 健康福祉課 | 8 |
| (3) 国民健康保険料の徴収率の向上★ | | 保険年金課 | 9 |
| 育英奨学金の督促業務の拡充★ | | 学校教育課 | 10 |
| 新たな自主財源の確保★ | | | |
| (1) 町ホームページバナー広告による収入確保★ | | 企画課 | 11 |
| (2) ふるさと納税の促進★ | | 財務課 | 12 |
| (3) 資源保全基金への寄付・募金機会の拡充 | | 企画課 | 13 |
| 4 町有財産の適正管理 | | | |
| すすき草原の駐車場協力金等による有料化の検討 | | 観光課 | 14 |
| 八丁駐車場の有料化の検討 | | 都市整備課 | 15 |
| 未利用土地の売却促進 | | 財務課 | 16 |
| 廃道・水路敷等の売却促進 | | 都市整備課 | 17 |

| 基本方針 | | 主管課 | No. |
|-------------------------------|---------------|-----|-----|
| 重点項目 | | | |
| 推進項目 | | | |
| Ⅱ 時代の変化に即応する行政サービスの再構築 | | | |
| 1 事務事業の見直し | | | |
| 浄水センター汚泥焼却設備の運用方法の見直し | 上下水道温泉課 | 18 | |
| 総合保健福祉センター照明器具のLED化 | 健康福祉課 | 19 | |
| 街路灯のLED化 | 観光課 | 20 | |
| 長期継続契約制度の導入 | 財務課 | 21 | |
| 入湯税納期内納付事務取扱交付金の廃止 | 税務課 | 22 | |
| 浄水センターにおける雨天時の不明水流入対策 | 上下水道温泉課 | 23 | |
| ごみ収集体制の見直し | 環境課 | 24 | |
| 公用車の適正管理 | 財務課 | 25 | |
| 救急車の見直し | 消防本部 | 26 | |
| 2 民間活力の活用 | | | |
| レイクアリーナ箱根の運営見直し | 生涯学習課 | 27 | |
| 窓口業務の民間委託導入の検討 | 総務防災課 | 28 | |
| 水道事業の包括委託導入の検討 | 上下水道温泉課 | 29 | |
| 3 行政組織の効率化 | | | |
| 行政組織機構の見直し★ | 企画課 | 30 | |
| 消防職員の定数削減 | 総務防災課 消防本部 | 31 | |
| 消防団組織の見直し | 消防本部 | 32 | |
| 4 自律型の人材育成 | | | |
| 業務改善制度の推進★ | 企画課 | 33 | |
| 職員の人材育成★ | 総務防災課 | 34 | |
| ワーク・ライフ・バランスの推進 | 総務防災課 | 35 | |
| 5 公共施設のマネジメント | | | |
| 公共施設の計画的な再配置 | 企画課 | 36 | |

| 基本方針 | | 主管課 | No. |
|---------------------------------------|--|--------|-----|
| 重点項目 | | | |
| 推進項目 | | | |
| Ⅲ 人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成 | | | |
| 1 地方創生の推進 | | | |
| 定住化の促進 | | 企画課 | 37 |
| 箱根町HOT21観光プランの推進★ | | 観光課 | 38 |
| 子ども子育て支援事業計画の推進 | | 子育て支援課 | 39 |
| 2 積極的な情報発信と情報共有 | | | |
| パブリックコメント ^{※15} 等意見聴取制度の見直し★ | | 企画課 | 40 |
| メールマガジンによる情報発信★ | | 企画課 | 41 |
| 電子申請の推進★ | | 企画課 | 42 |
| オープンデータ ^{※16} の推進 | | 企画課 | 43 |
| 議会改革の推進 | | 議会事務局 | 44 |
| 自治学習出張講座の見直し | | 生涯学習課 | 45 |

※推進項目の最後に「★」表示のある項目については、第5次行政改革大綱推進計画からの継続項目となります。

※15) パブリックコメント：重要な計画等の策定に際して計画等の案を公表し、町民の意見、情報等を十分に考慮して計画等を策定するとともに、提出意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続き

※16) オープンデータ：公共データを、営利・非営利問わず、誰もが自由に再利用可能な形式で公開すること。

4 個別推進項目

(1) 基本方針 1 将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換

| | | | | | | | | |
|---------|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|----|---|
| 主管課 | 財務課 | | 取組年度 | 28 | ～ | 31 | 番号 | 1 |
| 重点項目 | 1-1健全な財政運営 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 財政調整基金の残高確保 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 現状、歳入歳出決算上に生じた剰余金を財政調整基金に積立てており、財政調整基金を取り崩しながらようやく予算編成ができてきているところであるが、将来の社会情勢の変化、災害及び建設事業の経費に備え、町財政の健全な運営を図るためには、財政調整基金の確保は最優先課題である。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 災害時の財政リスクへの備えとして財政調整基金の残高を確保することは重要であり、財政調整基金への積立は先送りできない課題であるため、経費削減に努めながら、新たに当初予算で5,000万円見込み、財政調整基金を積み増していく。 | | | | | | | |
| 目標指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算においては、財政調整基金を財源としない予算編成を行う。 ・財政調整基金は、毎年度決算剰余金の範囲内でしか取崩を行わず、残高が純増となる仕組みとする。 ・平成31年度までに財政調整基金残高を標準財政規模の5%以上の確保を目標とする。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | | ・当初予算に財政調整基金(通常分)を計上 | ・当初予算に財政調整基金(通常分)を計上 | ・当初予算に財政調整基金(通常分)を計上 | ・当初予算に財政調整基金(通常分)を計上 | | | |
| 年度目標 | | 50,000千円 | 50,000千円 | 50,000千円 | 50,000千円 | | | |
| 効果額 | | 50,000千円 | 50,000千円 | 50,000千円 | 50,000千円 | | | |
| 累計 | | | | | | 200,000千円 | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------|----|---|
| 主管課 | 財務課 | | 取組年度 | 28 | ～ | 31 | 番号 | 2 |
| 重点項目 | 1-1健全な財政運営 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 起債残高の削減 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 町の起債残高は、大型建設事業時等の起債借入により平成14年度には115億円を超えた。その後、財政の立て直しを図るため、毎年度起債上限額5億円以内を目標に掲げ、取り組んできたことにより、残高は減少しているが、先送りしてきた事業も多くある。老朽化に伴う更新需要が顕在化しており、今後整備に係る費用が大きな将来負担となるなか、財源確保を含めてどのように乗り切るかは財政運営上の喫緊の課題である。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 特に毎年度起債上限額は設けないが、起債(借金)をしてでも必要な事業であるか否か、将来世代に返済を負担させてまでも実施が必要な事業であるかを十分精査し、景気の動向、歳入の動向等を踏まえながら判断して、地方債の発行と償還のバランス等への適切な対応をとる。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 毎年度、新規起債発行額はその年度に償還する起債の元金の額以内に抑制し、起債残高の縮減を図る。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | | ・予算査定による新規起債発行額の調整 | ・予算査定による新規起債発行額の調整 | ・予算査定による新規起債発行額の調整 | ・予算査定による新規起債発行額の調整 | | | |
| 年度目標 | | 920,000千円 | 900,000千円 | 880,000千円 | 860,000千円 | | | |
| 効果額 | | — | 20,000千円 | 20,000千円 | 20,000千円 | | | |
| 累計 | | | | | | 60,000千円 | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--|--|---|---|----|----|---|
| 主管課 | 保険年金課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 3 |
| 重点項目 | 1-1健全な財政運営 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 国民健康保険特別会計の経営健全化 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 国保加入世帯、被保険者数は減少傾向にあるが、一人あたりの医療費については、高齢化・医療の高度化により年々増加している。医療費の抑制対策として、医療費通知、後発医薬品の推奨、特定健診等を実施しているが、結果として表れるまでには時間を要する。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 財源不足の補てんとしている一般会計からの繰入金を見直すため、保険料の徴収強化による徴収率の増や、更なる医療費の抑制を図ることにより、国保財政の健全化に取り組んでいく。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 特定健診、保健指導等を実施することにより、医療費の抑制及び適正化を図る。なお、平成30年度からは都道府県化になることから、県の参考料率に基づき保険料の適正な算定を行い、国保財政の健全化を目標とする。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・医療費通知、レセプト点検、後発医薬品の推奨 ・特定健診、保健指導等の実施 | ・医療費通知、レセプト点検、後発医薬品の推奨 ・特定健診、保健指導等の実施 | ・医療費通知、レセプト点検、後発医薬品の推奨 ・特定健診、保健指導等の実施 | ・医療費通知、レセプト点検、後発医薬品の推奨 ・特定健診、保健指導等の実施 ・都道府県化による保険料算定を行う | ・医療費通知、レセプト点検、後発医薬品の推奨 ・特定健診、保健指導等の実施 ・都道府県化による保険料算定を行う | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|---|----------------------|-----------|-----------|----|----|---|
| 主管課 | 上下水道温泉課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 4 |
| 重点項目 | 1-1健全な財政運営 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 下水道事業特別会計の経営健全化 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 繰出金の内訳は、これまでの設備投資に対する借入金の償還や設備の改築更新、流域下水道建設に要する費用である。設備は、供用開始から30年近くが経過し、老朽化が進んでいることから、維持管理に要する経費を最小限に抑えるため、長寿命化計画に基づき工事を実施しているが、一般会計の財政が厳しいことから事業計画の見直しを図る必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 工事規模が過度に大きくならないように調査の段階から範囲を絞り込み、かつ調査箇所を選択し、計画に反映させ、可能な限り事業費の抑制に努めていく。また、更新にあつては、機器等の選択の際、より省電力、維持管理コストの少ない物を積極的に採用を検討し、後の維持管理コストの縮減を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 起債の償還を考慮しながら、社会資本整備総合計画及び長寿命化計画で定める事業を進めていくうえで必要な金額の確保を目標とする。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・基礎調査 ・詳細調査 ・健全度の評価 ・調査結果まとめ | ・最適アクション選定 ・導入効果検証 ・計画策定 ・計画提出 | ・計画に基づく工事 ・使用料の改定 | ・計画に基づく工事 | ・計画に基づく工事 | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|---------------------------|----------------------------|---------------|---------------|----|----|----------|
| 主管課 | 企画課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 5 |
| 重点項目 | 1-2受益者負担の適正化 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 使用料・手数料の見直し | | | | | | | |
| 現状と課題 | 毎年度の予算編成時等において、使用料・手数料の適正を行っているが、数年間料金改定を行っていない使用料・手数料も多く、行政サービスやコストに見合った料金設定となっていない。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 受益者負担の適正化の観点から、必要な経費と使用料・手数料の乖離が著しいものについては、早急に料金を見直すとともに、使用料・手数料の見直しに係る方針を定め、定期的な見直しを行う。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 使用料・手数料の見直しに係る方針に基づく料金の見直し | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・使用料手数料の先行改定の検討 ・方針策定 | ・方針に基づく一斉見直しの検討 ・例規の改正 | ・一斉見直しの実施 ・予算編成時における見直し | ・予算編成時における見直し | ・予算編成時における見直し | | | |
| 年度目標 | — | — | 8,000千円 | 8,000千円 | 8,000千円 | | | |
| 効果額 | — | — | 8,000千円 | 8,000千円 | 8,000千円 | | | |
| 累計 | | | | | | | | 24,000千円 |

| | | | | | | | | |
|---------|---|---------------------|----------|----------|----------|----|----|---|
| 主管課 | 税務課 | | 取組年度 | 28 | ～ | 31 | 番号 | 6 |
| 重点項目 | 1-2受益者負担の適正化 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 固定資産税不均一課税(国際観光ホテル整備法)の見直し | | | | | | | |
| 現状と課題 | 現在の不均一課税の税率は、「第1年度100分の0.7、第2年度100分の0.84、第3年度100分の0.98、第4年度100分の1.12、第5年度以降の各年度100分の1.26」と変動しているが、軽減措置の期間は設定していない。 内閣府の「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、国際観光ホテル整備法の取扱いについては、「ホテル及び旅館の登録制度の在り方については、旅行者及び業界の意向やニーズを調査し、その結果等を踏まえ、抜本的な見直しも視野に入れて検討を行い、平成27年中に結論を得る。」と記載されていることから、国の動向についても注視していく必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 軽減率については、従来どおり変動型で運用していき、軽減措置の期間は、「5年間」とし、軽減最終年度の5年度の税率「100分の1.26」以降は、標準税率の「100分の1.4」を適用していく条例改正を実施することとし、箱根温泉旅館協同組合及び旅館ホテル等への説明、理解を求めていく。また、現時点で適用を受けている施設は、経過措置期間を3年間とする。 ※《軽減税率等》平成28年度予定:10%軽減30件 合計約22,480千円 | | | | | | | |
| 目標指標 | 平成28年度に条例改正を行い、翌年度から見直しを実施 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | | ・条例改正のうえ、平成29年度から適用 | ・経過措置期間① | ・経過措置期間② | ・経過措置期間③ | | | |
| 年度目標 | | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----|----|---|
| 主管課 | 税務課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 7 |
| 重点項目 | 1-3自主財源の確保 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 町税の徴収率の向上及び課税客体の把握 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 町税の徴収率について、平成25年度以降は、箱根町行政改革大綱推進計画の目標である90%を達成しているが、引き続き徴収率の向上を図るとともに、償却資産の課税客体を把握し、課税の公平性や税の増収を図る必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 口座振替の推奨、納税者との折衝、滞納処分の強化に取り組むとともに、償却資産の課税客体を把握するため、国県OB職員採用し、調査を行う。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 平成31年度の町税の徴収率:91.61% | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・徴収率の向上及び国県OB採用折衝 | ・徴収率の向上及び国県OBによる調査 | ・徴収率の向上及び国県OBによる調査 | ・徴収率の向上及び国県OBによる調査 | ・徴収率の向上及び国県OBによる調査 | | | |
| 年度目標 | 91.24% | 91.24% | 91.33% | 91.48% | 91.61% | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|-------------------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|----|----|---|
| 主管課 | 健康福祉課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 8 |
| 重点項目 | 1-3自主財源の確保 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 町営住宅使用料の徴収率の向上 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 町営住宅については、低所得者のための住宅であることから、経済的に困窮している入居者が非常に多いため、強引な催告や取り立てができず、滞納が嵩んでしまう。今後の課題としては、現年度分を優先的かつ確実に納付することで、滞納を増やさない習慣をつける必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | それぞれの滞納状況を改めて十分に把握し、入居者にあった滞納整理の方法を個別に検討する。まずは新たな滞納者を出さないため、確実な督促等の催告を行うとともに、高額滞納者に対しては、強固な催告をするべきと考えるため、納付に応じない者に対しては、連帯保証人への催告や、裁判所の手続きである「支払督促」を実施するなどの法的措置の検討を行う。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 平成31年度の町営住宅使用料現年度分の徴収率:97.0% 平成31年度の町営住宅使用料滞納繰越分の徴収率:15.0% | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・電話催告 ・文書催告 ・訪問徴収 ・口座振替の推進 | ・電話催告 ・文書催告等 ・支払督促に伴う裁判所等への調査 | ・電話催告 ・文書催告等 ・支払督促実施 | ・電話催告 ・文書催告 ・支払督促実施 | ・電話催告 ・文書催告 ・支払督促実施 | | | |
| 年度目標 | 現年分:93.0% 滞繰分:11.0% | 現年分:94.0% 滞繰分:12.0% | 現年分:95.0% 滞繰分:13.0% | 現年分:96.0% 滞繰分:14.0% | 現年分:97.0% 滞繰分:15.0% | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|---|---|---|---|---|----|---|
| 主管課 | 保険年金課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 9 |
| 重点項目 | 1-3自主財源の確保 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 国民健康保険料の徴収率の向上 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 国民健康保険料については加入者の多くが低所得者や年金収入のみの高齢者であり、現年度保険料の納付も難しい加入者が多い。また、滞納になると過年度保険料の納付で精一杯となり、現年度保険料の納付まで至らないケースが多い。そのため、苦しい生活の中でもいかに納期内納付をさせるかが課題となる。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 現年度のみ滞納者に対して、早い時期から電話催告及び訪問徴収を強化する。口座振替の推進。滞納者には粘り強く折衝し、納付を促し、納付がない場合は滞納処分を行う。滞納者の多くが税滞納であり、税務課と連携して滞納処分を行う。これらを行うことにより徴収率の向上を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 平成31年度の国民健康保険料徴収率:78.00%(うち現年度90.00%) | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・電話催告 ・訪問徴収 ・口座振替の推進 ・納付がない場合の滞納処分 | ・電話催告 ・訪問徴収 ・口座振替の推進 ・納付がない場合の滞納処分 | ・電話催告 ・訪問徴収 ・口座振替の推進 ・納付がない場合の滞納処分 | ・電話催告 ・訪問徴収 ・口座振替の推進 ・納付がない場合の滞納処分 | ・電話催告 ・訪問徴収 ・口座振替の推進 ・納付がない場合の滞納処分 | ・電話催告 ・訪問徴収 ・口座振替の推進 ・納付がない場合の滞納処分 | | |
| 年度目標 | 全体:75.50% 現年度:87.50% | 全体:76.00% 現年度:88.00% | 全体:76.50% 現年度:88.50% | 全体:77.25% 現年度:89.25% | 全体:78.00% 現年度:90.00% | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----|----|----|
| 主管課 | 学校教育課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 10 |
| 重点項目 | 1-3自主財源の確保 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 育英奨学金の督促業務の拡充 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 奨学金等貸付金の滞納額は、毎年度4,000万円以上で推移しており、改善の必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 奨学生本人だけでなく、保証人または連帯保証人に対する「文書催告」を引き続き行うとともに、文書催告をしても返還に応じない者に対し、裁判所の手続きである「支払督促」を実施する。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 「支払督促」を実施した滞納者が返還に応じた割合:50%以上 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・文書催告の実施 ・支払督促の実施 | ・文書催告の実施 ・支払督促の実施 | ・文書催告の実施 ・支払督促の実施 | ・文書催告の実施 ・支払督促の実施 | ・文書催告の実施 ・支払督促の実施 | | | |
| 年度目標 | 50% | 50% | 50% | 50% | 50% | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|----|
| 主管課 | 企画課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 11 |
| 重点項目 | 1-3自主財源の確保 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 町ホームページバナー広告による収入確保 | | | | | | |
| 現状と課題 | 平成18年度からホームページ上のバナー広告を募集し掲載しているところであるが、平成26年度実績は93万円であり、ここ数年収入が伸び悩んでいる。 | | | | | | |
| 取組内容 | 平成28年度のホームページの更新に合わせ、掲載箇所を見直すとともに、バナー広告の料金設定の見直しを検討し、バナー広告による有用性のPRを通じて更なる広告収入の確保を図る。 | | | | | | |
| 目標指標 | バナー広告による広告収入:5年間で850万円 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・HPの更新に伴う掲載箇所と料金設定の検討 | ・新HPによる掲載開始 ・広告募集の強化 | ・掲載実施 ・広告募集の強化 | ・掲載実施 ・広告募集の強化 | ・掲載実施 ・広告募集の強化 | | |
| 年度目標 | 1,000千円 | 1,500千円 | 2,000千円 | 2,000千円 | 2,000千円 | | |
| 効果額 | — | 500千円 | 1,000千円 | 1,000千円 | 1,000千円 | | |
| 累計 | | | | | | 3,500千円 | |

| | | | | | | | |
|---------|--|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| 主管課 | 財務課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 12 |
| 重点項目 | 1-3自主財源の確保 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | ふるさと納税の促進 | | | | | | |
| 現状と課題 | ふるさと納税制度では、地方税の応益負担原則に反するという指摘や高額納税者であるほど恩恵にあずかれるといった批判の声が以前からある。一方で、国の地方創生の推進方策として制度改正が実施され、税金から控除される限度額である、いわゆる「ふるさと納税枠」が約2倍に拡充されていることなど、昨今、全般的に寄付意欲の高揚が認められてきている。このような社会情勢を背景とし、町の危機的な財政状況にも鑑み、歳入(税外収入)増加を目指す必要がある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 平成27年9月から、クレジット決済の導入と併せ、カタログ型ポイントギフト(謝礼品の充実)を実施することで箱根ファンを拡大、地域活性化及び産業振興を図るとともに、歳入(税外収入)増加にもつなげていく。 なお、謝礼品業務(事業プロモーション、謝礼品開発など)は提携業者が代行するが、宿泊クーポンのほか、箱根らしさを出した体験ツアーなど、地域を巻き込みながら、財務課・企画課・観光課が中心となり、魅力ある謝礼品の拡充に努める。 | | | | | | |
| 目標指標 | ふるさと納税による収入:5年間で1億6,250万円 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・新制度開始 ・謝礼品の拡充 | ・謝礼品の拡充 | ・謝礼品の拡充 | ・謝礼品の拡充 | ・謝礼品の拡充 | | |
| 年度目標 | 20,000千円 | 30,000千円 | 37,500千円 | 37,500千円 | 37,500千円 | | |
| 効果額 | — | 10,000千円 | 17,500千円 | 17,500千円 | 17,500千円 | | |
| 累計 | | | | | | 62,500千円 | |

| | | | | | | | |
|---------|--|------------|--------------------------|-------------|---------|----------|----|
| 主管課 | 企画課 | 取組年度 | 28 | ～ | 31 | 番号 | 13 |
| 重点項目 | 1-3自主財源の確保 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 資源保全基金への寄付・募金機会の拡充 | | | | | | |
| 現状と課題 | 箱根町資源保全基金については、平成元年度に基金を創設し、近年は、年間平均約330万円の寄付、募金を受けているものであるが、毎年度、すすき草原保存事業をはじめ、町の事業に基金の一部を充当しているため、基金が減少傾向にある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 観光客や町内事業者に対して、箱根町資源保全基金制度の周知を図るとともに、更なる基金を募るため、募金箱の設置件数の増、シンボルマークの利用促進に取り組む。また、自動販売機の売上げの一部を寄付する仕組みについて検討する。 | | | | | | |
| 目標指標 | 資源保全基金への寄付・募金額:平成31年度までに年間500万円 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | | ・新たな募金箱の作成 | ・募金箱の設置依頼 ・新たな募金方法の検討 | ・新たな募金方法の実施 | 実施 | | |
| 年度目標 | | — | 4,500千円 | 4,700千円 | 5,000千円 | | |
| 効果額 | | — | 4,500千円 | 4,700千円 | 5,000千円 | | |
| 累計 | | | | | | 14,200千円 | |

| | | | | | | | |
|---------|--|-----------|--------|--------|--------|----|----|
| 主管課 | 観光課 | 取組年度 | 27 | ～ | 28 | 番号 | 14 |
| 重点項目 | 1-4町有財産の適正管理 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | すすき草原の駐車場協力金等有料化の検討 | | | | | | |
| 現状と課題 | 現在、すすき草原内への入場料、町の設置する臨時駐車場及び臨時仮設トイレの利用料等の徴収は行っていない。 協力金、入場料等の導入にあたっては、すすき草原内の遊歩道及び臨時駐車場の一部が民有地であること、臨時駐車場の開設場所の一つである浄水センターは建設時に国庫補助金の交付を受けていること、駐車場の有料化に伴う違法駐車が増加が懸念されることなど、検討すべき課題がある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 協力金、入場料等の導入に関する地権者、地元住民等からの意見聴取、法的規制や浄水センター建設時の国庫補助金などの関連事項について調査を行うとともに、導入方法等について研究する。 | | | | | | |
| 目標指標 | 平成28年度中に協力金、入場料等の導入に関する可否を判断する。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・導入に関する調査・研究 | ・導入の可否の判断 | | | | | |
| 年度目標 | — | — | | | | | |
| 効果額 | — | — | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|------------------|--------|--------|--------|----|----|
| 主管課 | 都市整備課 | 取組年度 | 27 | ～ | 28 | 番号 | 15 |
| 重点項目 | 1-4町有財産の適正管理 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 八丁駐車場の有料化の検討 | | | | | | |
| 現状と課題 | 八丁駐車場については、箱根地域が自動車交通を主体とした地域であることに鑑み、当該地域の自動車交通の利便性を確保し、湖畔周辺の交通機関を向上させるため、昭和58年に都市計画決定し、平成3年から供用を開始したものであり、駐車料金の徴収は行っていない。 | | | | | | |
| 取組内容 | 地域住民からの意見聴取、駐車場有料化の際の費用対効果について検討する。 | | | | | | |
| 目標指標 | 平成28年度中に駐車場有料化の可否を判断する。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・導入に係る調査・研究 | ・意見聴取 ・導入可否判断 | | | | | |
| 年度目標 | — | — | | | | | |
| 効果額 | — | — | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|--|--------|--------|--------|--------|----|----|
| 主管課 | 財務課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 16 |
| 重点項目 | 1-4町有財産の適正管理 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 未利用土地の売却促進 | | | | | | |
| 現状と課題 | 未利用土地の売却については、平成25年度から一般競争入札による売却を実施しているが、現在のところ売却につながっていない。 | | | | | | |
| 取組内容 | 平成26年度に、不動産広告代理店を介して詳細で広範囲な情報の拡散を図り、公売を実施した。残念ながら応札者は無かったが、問合せやネット上の閲覧者が相当数あったことから、今後もこの方法により広報し、遊休資産の売却につなげていく。 | | | | | | |
| 目標指標 | 現在対象となっている4件の土地を31年度までにすべて売却する。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・公売の実施 | ・公売の実施 | ・公売の実施 | ・公売の実施 | ・公売の実施 | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | |
| 効果額 | 118,732千円 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|----|
| 主管課 | 都市整備課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 17 |
| 重点項目 | 1-4町有財産の適正管理 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 廃道・水路敷等の売却促進 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 町が管理する町道・町有道路は約800路線あり、延長も200キロメートルを超える。また、水路敷も数多くあり、売却可能な道・水路を把握するには相当な時間を要する。また、廃道・水路敷等の売却には、行政財産から普通財産に切り替える必要があり、それには売却範囲の決定や境界確定、告示、議会の承認等が必要となる。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 町道廃止基準等に基づいて町の財産として保有する必要性の無い財産(もしくは、当面利用計画が無い場合であっても、財産の状況から将来的に町が保有していくことが望ましいと判断される財産以外の財産)については、積極的に売却処分する。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 毎年度の廃道・水路敷地等による売払い収入:1,500千円 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・廃道・水路敷地売払い | ・廃道・水路敷地売払い | ・廃道・水路敷地売払い | ・廃道・水路敷地売払い | ・廃道・水路敷地売払い | ・廃道・水路敷地売払い | | |
| 年度目標 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | | |
| 効果額 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | | |
| 累計 | | | | | | 7,500千円 | | |

(2) 基本方針2 時代の変化に即応する行政サービスの再構築

| | | | | | | | | |
|---------|--|-------------------------|--------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 上下水道温泉課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 28 | 番号 | 18 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 浄水センター汚泥焼却設備の運用方法の見直し | | | | | | | |
| 現状と課題 | 現在、浄水センターの汚泥処理については、宮城野・仙石原両処理場において脱水処理後、仙石原浄水センターの汚泥焼却施設において焼却処理を行っているものであるが、汚泥焼却施設の維持管理に多額の経費が掛かっている。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 平成27年度発注の「下水道等事業変更認可委託」において、焼却施設の廃棄をも含めた汚泥処理の方法を経費を含め比較検討することから、より経費の掛からない方法を採択していく。また、その結果を第3期長寿命化計画に反映し、将来的に経費の削減を図っていく。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 平成27年度中に方向性を決定し、平成28年度に計画を策定する。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・調査 ・調査結果まとめ | ・最適アクション選 定 ・計画策定 | | | | | | |
| 年度目標 | — | — | | | | | | |
| 効果額 | — | — | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--------------------|------------------|-------------------|---------|----|----|----|
| 主管課 | 健康福祉課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 30 | 番号 | 19 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 総合保健福祉センター照明器具のLED化 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 総合保健福祉センターさくら館の維持管理費については、光熱水費の高騰や経年劣化による機械関係修繕件数等が増えていることにより年々増加しているため、長期的な経費削減を図る必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 現在使用している器具の故障頻度等を考慮しながら、計画的に総合保健福祉センターの照明をLED化し、電気料金の削減を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 平成30年度までに利用時間の長い照明器具をLED化する。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・LED化(プール更衣室) | ・LED化(プール内通路・トイレ等) | ・LED化(1階事務室・機械室) | ・LED化(やまばと・ファースト) | | | | |
| 年度目標 | 136千円 | 261千円 | 144千円 | 61千円 | | | | |
| 効果額 | 136千円 | 397千円 | 541千円 | 602千円 | 602千円 | | | |
| 累計 | | | | | 2,278千円 | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|----------------------------------|-----------|-----------|------------------------|----|----|
| 主管課 | 観光課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 20 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 街路灯のLED化 | | | | | | |
| 現状と課題 | 観光街路灯は各自治会や照明会が管理し、町が補助金として電気料を補助しているが、消費税の引上げや原子力発電所の運転休止に伴い、電気料が年々増加している。この状況が続くと町及び自治会等管理者の財政がひっ迫することは明白である。このため、LED化を行い、節電を図る必要がある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 町財政に負担をかけず、かつLED化を早急に進めるため、より良い手法の調査・研究を行い、事業計画(LEDへの移行方法)を策定し、計画的に推進する。 | | | | | | |
| 目標指標 | 平成31年度までの街路灯のLED化:1,050灯 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・街路灯のLED化に関する調査・研究 ・実施計画の策定 | ・関係団体(自治会等)との協議 ・LED化の移行方法を決定 | ・LED化(順次) | ・LED化(順次) | ・LED化(順次) (～平成38年度) | | |
| 年度目標 | — | — | 350灯 | 350灯 | 350灯 | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|----|
| 主管課 | 財務課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 21 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 長期継続契約制度の導入 | | | | | | |
| 現状と課題 | 施設管理その他の業務を遂行するために必要な設備、機器等を備え、又は使用する必要がある業務の委託については例年入札にて受託業者を決定しているが、単年度契約の場合、落札額が高額で推移する可能性が高く、また受託業者の入れ替わりが生じた場合に、業務に支障をきたす恐れがある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 平成16年の地方自治法改正により、債務負担の設定をせずに長期契約できる対象範囲が拡大されたため、条例を制定し、長期継続契約制度の導入により、施設管理業務等の複数年契約による経費の削減と事務の効率化を図る。 | | | | | | |
| 目標指標 | 毎年度の業務委託等にかかる経費削減額:10,000千円 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・長期継続契約条例の制定 | ・対象業務等の洗い出し | ・複数年業務の入札実施 | ・複数年業務の入札実施 | ・複数年業務の入札実施 | | |
| 年度目標 | — | — | 10,000千円 | 10,000千円 | 10,000千円 | | |
| 効果額 | — | — | 10,000千円 | 10,000千円 | 10,000千円 | | |
| 累計 | | | | | | 30,000千円 | |

| | | | | | | | |
|---------|--|-----------|-------------|----------|----------|-----------|----|
| 主管課 | 税務課 | 取組年度 | 28 | ～ | 29 | 番号 | 22 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 入湯税納期内納付事務取扱交付金の廃止 | | | | | | |
| 現状と課題 | 入湯税納期内納付事務取扱交付金については、平成22年3月議会において近い将来、廃止の方向で検討方針を示していることから、関係業界と調整しながら実施する必要がある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 平成28年度に廃止に向けた調整を行ったうえで、平成29年6月に支出する平成28年度後期分を交付して終了する。 | | | | | | |
| 目標指標 | 平成29年度は、平成29年度前期分 6,450千円を削減 平成30年度は、平成29年度後期分 6,450千円、平成30年度前期分 6,450千円 計 12,900千円を削減 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | | ・廃止に向けた調整 | ・廃止 (H29.6) | | | | |
| 年度目標 | | — | 6,450千円 | 12,900千円 | 12,900千円 | | |
| 効果額 | | — | 6,450千円 | 12,900千円 | 12,900千円 | | |
| 累計 | | | | | | 32,250 千円 | |

| | | | | | | | |
|---------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 主管課 | 上下水道温泉課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 23 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 浄水センターにおける雨天時の不明水流入対策 | | | | | | |
| 現状と課題 | 本町の下水の排除方式は、分流式下水道であるものの、雨天時に晴天時と比較し平成26年度実績で対日平均流入下水量20から30%増の流入水量があり、ポンプ場からの送水にはじまり処理場での滅菌消毒まで経費がかかるものであるが、不明水であるため使用料に反映できない状況である。 | | | | | | |
| 取組内容 | 各ポンプ場での雨天時の稼働状況と晴天時の稼働状況等を比較し、不明水の流入範囲を絞り込み、重点的な不明水対策を行い、対策・結果解析を繰り返すことで不明水を減らし処理場での経費削減を図る。 | | | | | | |
| 目標指標 | 平成27年度に調査を行ったうえで、平成28年度以降、対策を行い結果解析していく。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・基礎調査 ・詳細調査 ・調査結果まとめ | ・対策 ・結果解析 | ・対策 ・結果解析 | ・対策 ・結果解析 | ・対策 ・結果解析 | ・対策 ・結果解析 | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | — | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | — | |

| | | | | | | | |
|---------|---|-----------|--------------------------|-------------|-------------|----|----|
| 主管課 | 環境課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 24 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | |
| 実施項目の名称 | ごみ収集体制の見直し | | | | | | |
| 現状と課題 | <p>本町の事業系一般廃棄物の処理について大規模な事業者(ごみ日量100kg以上)は収集運搬許可業者と契約し収集運搬を行っているが中小事業者(ごみ日量100kg未満)は町委託収集(公共収集)で対応している状況であり、公共収集の収集量が他市町村と比較し非常に多い現状である。</p> <p>事業系一般廃棄物の公共収集への排出基準を見直し、ごみ減量化の推進に取り組むことが課題である。なお、公共収集量の削減を図ることができれば、委託料の低減が見込まれるもの。</p> | | | | | | |
| 取組内容 | <p>事業系一般廃棄物の公共収集への排出基準見直しについて他市町村の事例等の調査・研究を進め、審議会を設置し審議する。また、併せてごみの有料化(ごみ袋による手数料の徴収)についても検討していく。</p> <p>なお、公共収集の収集量の削減が図られた際は、更なるごみ減量化を推進するためごみ収集回数を見直しを検討する。</p> | | | | | | |
| 目標指標 | 公共収集の収集量削減量 4,000トン(7,300トン→3,300トン) | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・他市町村の事例等の調査・研究 ・審議会設置準備 | ・審議会による審議 | ・審議会による審議 ・審議結果に基づく対応 | ・審議結果に基づく対応 | ・審議結果に基づく対応 | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----|----|
| 主管課 | 財務課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 25 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 公用車の適正管理 | | | | | | |
| 現状と課題 | 以前に比べて専用車数が増加していることに伴い、維持管理等の経費が増大している。 | | | | | | |
| 取組内容 | 財政状況にあった適切な車種、台数の見直しを図るとともに、シェアリングなどの新たな導入形態等についても検討していく。 | | | | | | |
| 目標指標 | 公用車にかかる費用について、27年度予算を100とした場合、31年度は80以内を目標とする。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・専用車から共用車への転換、廃止車両や更新車両の車種選定の検討など | ・専用車から共用車への転換、廃止車両や更新車両の車種選定の検討など | ・専用車から共用車への転換、廃止車両や更新車両の車種選定の検討など | ・専用車から共用車への転換、廃止車両や更新車両の車種選定の検討など | ・専用車から共用車への転換、廃止車両や更新車両の車種選定の検討など | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | |
| 効果額 | 4,400千円 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--------|--------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 消防本部 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 26 |
| 重点項目 | 2-1事務事業の見直し | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 救急車の見直し | | | | | | | |
| 現状と課題 | 法的には、救急車は2台配備でよいが、本町の場合は、地域分散、核的(入院可)医療機関がないため、119番通報から患者の病院着が平均50分以上要しており、国平均30分と比較すると、現状のまま配置数を見直すことは難しい。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 町内の医療事情を踏まえ、適正な車両配置数の検討及び救急業務に係る経費について、法令や受益者負担の原則等を考慮しつつ、有料化を検討する。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 取組年度内に救急車両の配置数及び有料化の可否を判断する。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・検討 | ・方針再検討 | ・調整 | ・調整 | ・実施 | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----|----|----------|
| 主管課 | 生涯学習課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 27 |
| 重点項目 | 2-2民間活力の活用 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | レイクアリーナ箱根の運営見直し | | | | | | | |
| 現状と課題 | レイクアリーナ箱根については、体育館使用料の収入が約630万円に対し、施設の管理運営に関する経常的支出が約4,100万円となっており、収支比率は悪い状態となっているため、この状況を改善する必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | レイクアリーナ箱根の運営方法について、民間活力の導入等の見直しを行い、歳出削減を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 運営方法の見直しによる歳出削減 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・新たな運営方法の検討 | ・新たな運営方法の実施に向けた取組 ・公募、契約等 | ・新たな運営方法での運用開始 | ・新たな運営方法での運用継続 | ・新たな運営方法での運用継続 | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | — | — | 30,000千円 | 30,000千円 | 30,000千円 | | | |
| 累計 | | | | | | | | 90,000千円 |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--------------------|-----------------------------------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 総務防災課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 30 | 番号 | 28 |
| 重点項目 | 2-2民間活力の活用 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 窓口業務の民間委託導入の検討 | | | | | | | |
| 現状と課題 | これまで、民間にできることは民間に委ねることを基本として、外部委託を推進してきたものであるが、他市町村で実施している窓口業務についても委託対象として検討する必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 現在、町民係が実施している窓口業務(住民票・戸籍事務)を、専門的知識・技術・経験を有する民間事業者に委託することにより、行政サービスの一層の向上と行政コストの節減を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 窓口業務の民間委託の導入 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・先行事例の調査 ・課題の検証 | ・課題の検証 ・導入可否の決定 | (導入の場合) ・内部調整 ・業務委託仕様書の作成ほか | ・導入 | | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|--------|----------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 上下水道温泉課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 29 | 番号 | 29 |
| 重点項目 | 2-2民間活力の活用 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 水道事業の包括委託導入の検討 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 神奈川県企業庁では、平成26年4月から箱根地区水道事業の運営の包括委託を実施しており、本町の水道事業においても、経営の効率化の観点から、包括委託について検討する必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 水道事業の包括委託を実施している先行事例を調査、研究したうえで、課題を整理し、包括委託の導入の可否を決定する。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 水道事業の包括委託の導入可否の決定 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・先行事例の調査・研究 | ・課題の検証 | ・導入可否の決定 | | | | | |
| 年度目標 | — | — | — | | | | | |
| 効果額 | — | — | — | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|----------------------|------------|--------|--------|----|----|
| 主管課 | 企画課 | 取組年度 | 27 | ～ | 29 | 番号 | 30 |
| 重点項目 | 2-3行政組織の効率化 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 行政組織機構の見直し | | | | | | |
| 現状と課題 | 第5次総合計画後期基本計画の策定期間や、新たな行政課題に対応するため、適宜組織の見直しを実施してきたが、常に時代の変化に柔軟に対処できる組織を構築する必要がある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 第6次総合計画の政策体系に合わせ、事務量と職員の適正配置を考慮したうえで、町民から見てわかりやすい簡素で効率的な組織機構改革を進める。 | | | | | | |
| 目標指標 | 行政組織のスリム化を図る。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・第6次総合計画の検討 | ・第6次総合計画を踏まえた組織機構の検討 | ・組織機構改革の実施 | | | | |
| 年度目標 | — | — | — | | | | |
| 効果額 | — | — | — | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|-------------------|-------------------|------------------|----------|-----------|----|
| 主管課 | 総務防災課・消防本部 | 取組年度 | 27 | ～ | 30 | 番号 | 31 |
| 重点項目 | 2-3行政組織の効率化 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 消防職員の定数削減 | | | | | | |
| 現状と課題 | 消防職員は、平成27年4月現在、101人となっており、住民の安心安全のため、日夜従事しているが、消防人件費削減、組織改善のため、体制をスリム化する必要がある。 | | | | | | |
| 取組内容 | 消防本部組織及び消防署職員配置の見直し並びに勤務体制の見直しを図り、人員を削減する。 | | | | | | |
| 目標指標 | 消防職員数101人(平成27年4月現在)を平成30年度までに8人削減 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・消防本部組織の見直しの検討 | ・勤務体制の見直しの検討 | ・分署、分遣所の体制の見直しの検討 | ・新体制移行 | | | |
| 年度目標 | — | △5名 (40,040千円) | △2名 (3,216千円) | △1名 (8,008千円) | | | |
| 効果額 | — | 40,040千円 | 43,256千円 | 51,264千円 | 51,264千円 | | |
| 累計 | | | | | | 185,824千円 | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|--------|--------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 消防本部 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 32 |
| 重点項目 | 2-3行政組織の効率化 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 消防団組織の見直し | | | | | | | |
| 現状と課題 | 人口の減少とともに消防団員の確保が困難となっている現状を踏まえ、消防施設の適正配置に伴う分団の統合について検討する必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 国の示す消防力の整備指針に基づく必要な消防力の配置及び統合に伴う課題とスケールメリットについての比較を総合的に行うとともに、消防団等への意見聴取を行う。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 抽出された課題を検討し、効率的な施設配置及び組織機構の整備を図る。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・検討 | ・検討 | ・調整 | ・調整 | ・実施 | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|---------------|---------------------------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 企画課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 29 | 番号 | 33 |
| 重点項目 | 2-4自律型の人材育成 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 業務改善制度の推進 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 業務改善制度については、平成26年4月に「箱根町職員業務改善規程」を制定し、新たに実践報告、改善提案に特化した制度を開始しているが、初年度の提案数が実践報告5件、改善提案1件にとどまっております、制度が浸透していない。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 業務改善制度は、業務の効率化、町民サービスの向上を図るだけでなく、職員の自発的な改善意識の醸成につながるため、通常の制度運用のほかに、実践報告については、「一課一改善運動」の実施により積極的な業務改善への取組を促す。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 提出件数：3年間で90件 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・「一課一改善運動」の実施 | ・「一課一改善運動」の実施 | ・「一課一改善運動」の実施 ・実施結果の検証 | | | | | |
| 年度目標 | 20件 | 30件 | 40件 | | | | | |
| 効果額 | — | — | — | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|----|----|----|
| 主管課 | 総務防災課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 34 |
| 重点項目 | 2-4自律型の人材育成 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 職員の人材育成 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 人材育成基本方針に基づき、研修を実施しているが、地方に求められるものはめまぐるしく変化していく。 そのため、時代の流れに即座に対応できる人材の育成が必要となっている。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 新たな人材育成基本方針を制定し、地方の時代に即した自律型の人材育成を図る。 また、人事評価制度を活用し、人材育成を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 新人材育成基本方針に基づく人材育成 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・人材育成基本方針の見直し | ・新人材育成基本方針制定 | ・新人材育成基本方針に基づく人材育成 | ・新人材育成基本方針に基づく人材育成 | ・新人材育成基本方針に基づく人材育成 | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|----|----|
| 主管課 | 総務防災課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 35 |
| 重点項目 | 2-4自律型の人材育成 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | ワーク・ライフ・バランスの推進 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 職員の長時間勤務等により、心身の疲労から健康を害しかねない。また、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活が両立しにくい状況となっている。 ※平成26年度時間外勤務手当実績額(消防・選挙事務を除く):40,605千円 | | | | | | | |
| 取組内容 | 職員の勤務状況を的確に把握し、業務の見直しを行い、事務の簡素合理化、臨時職員の積極活用を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 時間外勤務手当額:平成26年度実績額から毎年度1%ずつ減 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・臨時職員の活用検討 | ・時間外勤務の縮減 | ・時間外勤務の縮減 | ・時間外勤務の縮減 | ・時間外勤務の縮減 | | | |
| 年度目標 | △1% (406千円) | △1% (406千円) | △1% (406千円) | △1% (406千円) | △1% (406千円) | | | |
| 効果額 | 406千円 | 812千円 | 1,218千円 | 1,624千円 | 2,030千円 | | | |
| 累計 | | | | | | 6,090千円 | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|----------|-----------------|-----------------|-----------------|----|----|
| 主管課 | 企画課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 36 |
| 重点項目 | 2-5公共施設のマネジメント | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 公共施設の計画的な再配置 | | | | | | |
| 現状と課題 | 公共施設の老朽化が進み、今後、維持管理、更新に多額な費用が生じることが見込まれていることから、平成26年4月に各施設の現状や課題を把握するため、「箱根町公共施設白書」を作成した。 | | | | | | |
| 取組内容 | 公共施設を経営的な視点から総合的に管理するため、「箱根町公共施設マネジメント基本方針」を策定するとともに、基本方針に基づき、具体的な方向性を示す「(仮称)箱根町公共施設再編計画」を策定し、計画的な施設の再編を行う。 | | | | | | |
| 目標指標 | 再編計画の策定時に具体的な目標値を設定する。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・基本方針の策定 ・モデル事業における再編計画の検討 | ・再編計画の策定 | ・再編計画に基づく施設の再配置 | ・再編計画に基づく施設の再配置 | ・再編計画に基づく施設の再配置 | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | |

(3) 基本方針3 人口減少社会に対応した新たな基礎自治体の形成

| | | | | | | | |
|---------|--|---------------------|--------|---------|---------|---------|----|
| 主管課 | 企画課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 37 |
| 重点項目 | 3-1地方創生の推進 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 定住化の促進 | | | | | | |
| 現状と課題 | 定住化施策については、住宅取得時の利子補給等を行っているが、人口減少に伴い空き家が顕在化しつつあることから、新たな施策の展開が必要である。 | | | | | | |
| 取組内容 | 空き家を有効に活用するとともに、町への移住、定住等を促進するため、空き家を有効に活用する手法として、新たに空き家バンク制度を創設し、地域の活性化を図る。 | | | | | | |
| 目標指標 | 空き家バンクによる成約物件数:5年間で30件 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・導入に向けた準備 | ・制度の創設 ・HP等による周知 | ・制度の実施 | ・制度の実施 | ・制度の実施 | | |
| 年度目標 | — | 5件 | 5件 | 10件 | 10件 | | |
| 効果額 | — | — | 700千円 | 1,400千円 | 2,800千円 | | |
| 累計 | | | | | | 4,900千円 | |

| | | | | | | | |
|---------|---|------------|------------|------------|------------|----|----|
| 主管課 | 観光課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 38 |
| 重点項目 | 3-1地方創生の推進 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 箱根町HOT21観光プランの推進 | | | | | | |
| 現状と課題 | 観光振興条例に基づき、HOT21観光プラン実施計画を策定し、バス停の統一等の結果は残せたが、その後の進捗が図れていない。 | | | | | | |
| 取組内容 | 平成27年5月よりHOT21観光プラン推進委員会について、町長を委員長に、また町内各団体の長をメンバーとして一新した。また、平成26年12月にJTBグループと「観光振興に関する包括的連携協定」を締結し、同委員会の事務局に参画してもらうことで、日本のトップエージェントのノウハウを提供を受けつつ計画を推し進めていく。 | | | | | | |
| 目標指標 | 2020年東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、インバウンド(訪日外国人旅行)を推進し、平成32年度(2020年度)までに外国人観光客数100万人を目指す。 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・インバウンドの推進 ・外貨自動両替機の設置 | ・インバウンドの推進 | ・インバウンドの推進 | ・インバウンドの推進 | ・インバウンドの推進 | | |
| 年度目標 | 75万人 | 80万人 | 85万人 | 90万人 | 95万人 | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|----|----|----|
| 主管課 | 子育て支援課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 39 |
| 重点項目 | 3-1地方創生の推進 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 子ども子育て支援事業計画の推進 | | | | | | | |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブについては、平成26年度までは小学校1～3年生を入所対象とし、長期休暇時の開所時間等は、平日の8時30分～18時としていたが、8時30分開所であると保護者の出勤時間の関係から預け難いということがあった。 ・不妊・不育症治療については、経済的負担が大きい。 | | | | | | | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から長期休暇中の開所時間の変更(午前8時開所)、夏休み中は、土曜日も開所するほか、指導員の増員や活動室の確保により対象を小学校6年生まで拡大し、放課後や長期休暇中に保護者の適切な保護を受けることができない小学生の健全な育成を図る。 ・治療を受けている夫婦に対し、治療に要する保険診療外の費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ入所希望者の待機児童なし ・助成対象者への周知及び制度の利用 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ施設改修及び指導員増員 ・広報 ・要綱の設置・助成 ・広報 | 待機児童なしに向けた整備 | 待機児童なしに向けた整備 | 待機児童なしに向けた整備 | 待機児童なしに向けた整備 | | | |
| 年度目標 | — | — | — | — | — | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|--|---|---|---|----|----|----|
| 主管課 | 企画課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 40 |
| 重点項目 | 3-2積極的な情報発信と情報共有 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | パブリックコメント等意見聴取制度の見直し | | | | | | | |
| 現状と課題 | パブリックコメント制度については、第5次行政改革大綱推進計画の取組項目に位置づけ、推進してきたところであるが、意見提出件数が少ない状況であることから、周知方法を含め、意見聴取制度を見直す必要がある。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 計画案の段階から、積極的に町民参加の機会を確保しつつ、広く町民の声を聞くために、パブリックコメントの周知徹底を図るとともに、アンケート調査、審議会、住民説明会の開催など、パブリックコメントの実施前に、計画案に応じた効果的な手法を組み合わせることで、透明性のある行政運営を図る。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 他の手法との組み合わせによるパブリックコメントの実施率:100% | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの運用方法の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・周知方法の拡充・周知期間の延長 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | | | |
| 年度目標 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|----|----|
| 主管課 | 企画課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 41 |
| 重点項目 | 3-2積極的な情報発信と情報共有 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | メールマガジンによる情報発信 | | | | | | |
| 現状と課題 | メールマガジンについては、平成22年度から開始しており、平成26年度末で約2,400件の登録がある状況である。 | | | | | | |
| 取組内容 | 広報紙だけではなく、各施設やイベント等でも周知に努め、配信コンテンツの内容や増設についても検討し、さらなる登録者数の増を図る。 | | | | | | |
| 目標指標 | 平成31年度末のメールマガジンの登録者数:3,600件 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・メルマガのPR ・コンテンツの内容、増設の検討 | ・メルマガのPR ・コンテンツの内容、増設の検討 ・登録者数の増加 | ・メルマガのPR ・コンテンツの内容、増設の検討 ・登録者数の増加 | ・メルマガのPR ・コンテンツの内容、増設の検討 ・登録者数の増加 | ・メルマガのPR ・コンテンツの内容、増設の検討 ・登録者数の増加 | | |
| 年度目標 | 2,600件 | 2,850件 | 3,100件 | 3,350件 | 3,600件 | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|---------------------------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|----|----|
| 主管課 | 企画課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 42 |
| 重点項目 | 3-2積極的な情報発信と情報共有 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 電子申請の推進 | | | | | | |
| 現状と課題 | 電子申請については、現在、神奈川県電子申請共同運営サービスシステム(県及び県内31市町村等の共同運営)により各種申請等のオンラインサービスを提供しているが、本町ではあまり活用されていない状況である。 | | | | | | |
| 取組内容 | 平成27年度から新システムに移行しているため、まずは町職員への周知を図るため、庁内向けの手続き(アンケート、業務改善制度等)を試行したうえで、新たなサービスの導入を検討し、各業務担当者への研修等を実施する。また、他市町村の活用事例を参考にしながら、電子申請業務を抜本的に見直すことで、町民生活の利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素・効率化を進める。 | | | | | | |
| 目標指標 | 平成31年度の電子申請による年間申請・届け出件数:100件 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・町職員向け手続きの試行 ・先行事例の検証 | ・広報等による周知 ・電子申請サービスの実施 | ・広報等による周知 ・新たな電子申請サービスの検討 | ・広報等による周知 ・電子申請サービスの実施 | ・広報等による周知 ・電子申請サービスの実施 | | |
| 年度目標 | — | 50件 | 70件 | 90件 | 100件 | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|-----------------------|--------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 企画課 | | 取組年度 | 27 | ～ | 28 | 番号 | 43 |
| 重点項目 | 3-2積極的な情報発信と情報共有 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | オープンデータの推進 | | | | | | | |
| 現状と課題 | オープンデータについて、現在「統計はこね」の掲載情報を町ホームページに掲載しているが、平成19年度以降のデータしか掲載しておらず、過去の統計情報が把握できない状況である。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 「統計はこね」は、人口・観光・産業・福祉・教育など各分野にわたる基本的な統計資料を総合的に収録した重要な統計書であることから、平成19年度以前のデータを公開することで、町内企業等がいつでも活用できる状態とする。また、特に町内企業等のニーズが高いと思われる観光関連情報については、CSV形式のファイルで掲出する。 | | | | | | | |
| 目標指標 | 2000年(平成12年)以降の「統計はこね」の情報を公開する。 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・過去の統計書の整理 ・町HPへの掲載 | ・町HPへの掲載 ・CSV形式の掲載 | | | | | | |
| 年度目標 | — | — | | | | | | |
| 効果額 | — | — | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|---|----------------------------------|--------------|--------|--------|----|----|----|
| 主管課 | 議会事務局 | | 取組年度 | 27 | ～ | 29 | 番号 | 44 |
| 重点項目 | 3-2積極的な情報発信と情報共有 | | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 議会改革の推進 | | | | | | | |
| 現状と課題 | 議会基本条例に掲げる「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」「町民に信頼される議会」を目指すため、平成26年度より町民との意見交換会を実施している。今後は、町民の意見をどのように反映させていくかが課題である。また、町民に対し議会活動を広く周知し、より身近に感じてもらうための努力が必要である。 | | | | | | | |
| 取組内容 | 議会改革等推進特別委員会を中心に、平成27年2月に策定した「箱根町議会の活性化に向けた理念と方針」に則り、年度別の施策を着実に進めていくこととし、平成27年度からは新たな取組みとして議会報告会を実施する。 また、平成27年1月に新たに設置された広報広聴委員会を中心に、町民に開かれた議会の取組みとして、議会だよりの充実やHPからの情報発信等、積極的に進めていく。さらに、平成29年9月の改選後の議員へより良い状態で引き継ぎができるよう、基盤作りを推進する。 | | | | | | | |
| 目標指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会開催数 年1回以上 参加者30名以上 ・町民との意見交換会開催数 年3回以上 | | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | | |
| 計画内容 | ・議会報告会の開催 ・多様な媒体を活用した情報発信の検討等 | ・議会報告会の開催 ・多様な媒体を活用した情報発信の検討等 | ・改選後の議会への引継ぎ | | | | | |
| 年度目標 | — | — | — | | | | | |
| 効果額 | — | — | — | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|--|-----------------|--------|--------|--------|----|----|
| 主管課 | 生涯学習課 | 取組年度 | 27 | ～ | 31 | 番号 | 45 |
| 重点項目 | 3-2積極的な情報発信と情報共有 | | | | | | |
| 実施項目の名称 | 自治学習出張講座の見直し | | | | | | |
| 現状と課題 | 自治学習出張講座は、箱根町生涯学習推進本部が町民のための生涯学習活動の一貫として行われているものであるが、年間10件程度の利用となっている。今後は、より充実した行政の情報発信が求められることが予想されることから、講座内容や利用方法等について再検討する必要があると思われる。 | | | | | | |
| 取組内容 | 講座内容や利用方法の見直しを行うとともに、より充実した周知を図る。 | | | | | | |
| 目標指標 | 自治学習出張講座の開催件数:5年間で85件 | | | | | | |
| 年次計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | |
| 計画内容 | ・講座内容の見直し ・利用方法の見直し | ・より充実した情報 発信 | ・実施 | ・実施 | ・実施 | | |
| 年度目標 | 12件 | 15件 | 18件 | 20件 | 20件 | | |
| 効果額 | — | — | — | — | — | | |

《参考資料》

第 5 次行政改革における主な取組みの成果

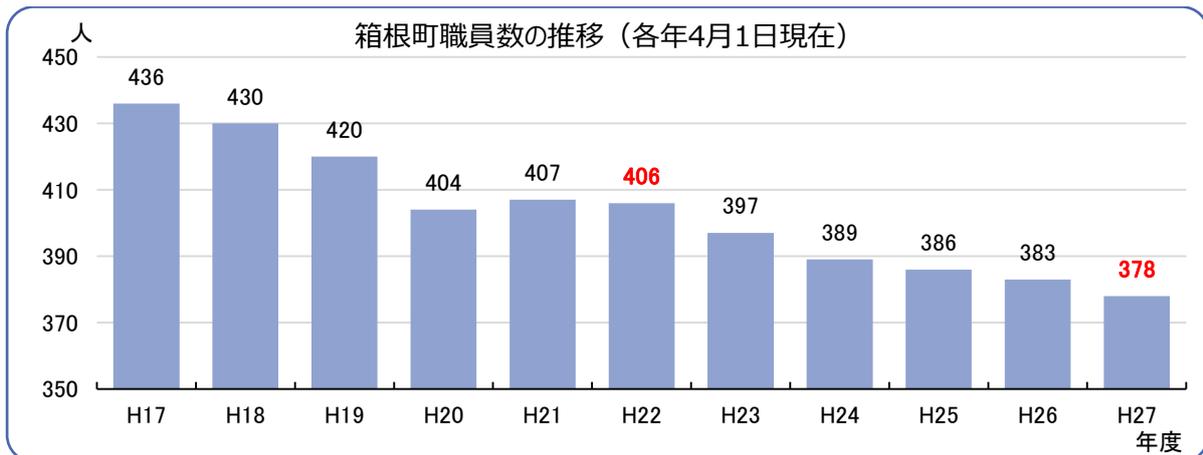
(1) 職員数の適正化

□取組内容

本町の職員数については、地方分権に伴う権限移譲や行政需要の多様化などに伴い、事務量が増大するなか、平成 22 年度に策定した「定員管理に係る基本方針」及び「職員配置見直し計画」に基づき、行政組織機構の見直し、民間委託、臨時職員への切替え等を行うことで、業務内容に見合った適正な定員管理に努めてきました。

□取組実績

平成 22 年度から 5 年間で 28 人の職員削減を達成 ※財政効果額 3.6 億円



(2) 税外収入の確保

□取組内容

町の歳入については、町税以外の新たな自主財源を確保するため、町ホームページバナー広告をはじめとする有料広告事業やふるさと納税の推進に取り組みました。

□取組実績

5 年間で 1,536 万円の歳入を確保

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 合計 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ふるさと納税 | 60 千円 | 300 千円 | 1,800 千円 | 2,210 千円 | 5,484 千円 | 9,854 千円 |
| バナー広告 | 1,390 千円 | 1,020 千円 | 1,280 千円 | 890 千円 | 930 千円 | 5,510 千円 |

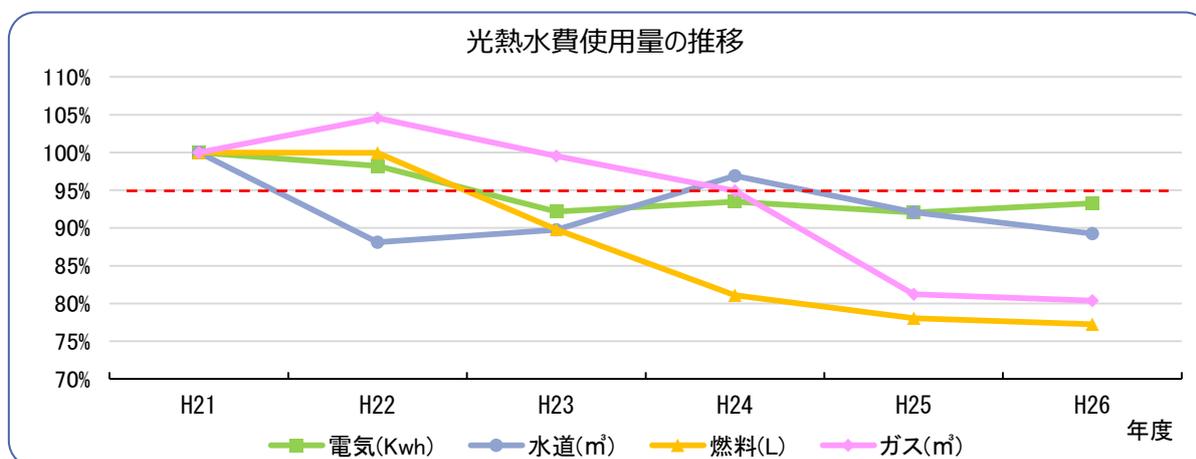
(3) 公共施設運営経費の見直し

□取組内容

公共施設の運営経費については、平成 22 年度に策定した「箱根町第 3 次庁内地球温暖化対策実施計画」に基づき、平成 26 年度までに、対 21 年度比 5%以上の光熱水費及び燃料の使用量の削減を掲げ、LED 照明をはじめとする省エネ機器の導入や執務室の部分消灯の実施等により、経費節減や温室効果ガス排出の抑制に努めてきました。

□取組実績

平成 21 年度と比較して平成 26 年度は約 4,600 万円の経費削減を達成
(対平成 21 年度比 ⇒ 電気△6.7%, 水道△10.7%, 燃料△22.7%, ガス△19.6%)



(4) 情報提供の推進

□取組内容

町政の情報提供については、町民と行政との協働のまちづくりを進めるため、従来の町広報紙、町ホームページに加え、新たな情報提供手段として、メールマガジンをはじめ、平成 24 年度から地上デジタル放送テレビのデータ放送による配信を行うなど、即時性の高い情報提供を行いました。

□取組実績

5 年間で 1,566 人のメールマガジン登録者数の増加

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 登録者数 | 858 人 | 1,252 人 | 1,617 人 | 2,032 人 | 2,424 人 |

箱根町行財政改革アクションプラン

(平成 27 年 9 月策定)

発 行 : 箱根町

編 集 : 企画観光部企画課・総務部財務課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

TEL 0460-85-7111 FAX 0460-85-7577

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>